

## 令和3年度決算審査特別委員会（第4回）

令和4年9月12日（月曜日）午前10時00分開会

### ○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について  
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

### ○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（5名）

住民課長	清野真里	福祉課長	村山徳收
環境生活課長	福川晃也	子育て支援課長	川崎恵子
健康推進課長	岩上剛		

### ○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	三浦蒼生		

午前10時00分 開会

○平松委員長 皆さんおはようございます。

ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第4回目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

今日は、住民課、福祉課、環境生活課、子育て支援課、健康推進課の予定であります。

委員の皆さんには、報告書に記載したい内容や討論で話したい内容がある場合は、必ず決算審査の審議の中で担当課に質疑を行うようお願いをいたします。

それでは、最初に住民課の審査を行います。

住民課長、御苦労さまです。

資料の決算審査の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、住民課長、特別会計についても併せて説明をお願いします。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、令和3年度住民課の決算状況を説明いたします。

共通様式1番、事業決算名、大沼出張所運営費は、当初予算額51万4,000円で、補正予算額29万4,000円、予算現額は80万8,000円、支出済額は68万2,304円、不用額12万5,696円、執行率は84.4%でございます。

補正予算の主なものは記載のとおりでございます。

主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費などで、支出金額は記載のとおりでございます。

次に、2番、大中山出張所運営費です。当初予算額118万1,000円、補正予算額マイナス4万3,000円、予算現額は113万8,000円、支出済額108万8,700円、不用額4万9,300円、執行率は95.7%でございます。

補正予算の主なものは記載のとおりでございます。

主な支出の内容は、施設管理に係る消耗品、燃料、光熱水費などで、支出額は記載のとおり

となっております。

次の3番、事業決算名、地域防犯等対策費は、当初予算額及び予算現額3,659万9,000円、支出済額は3,658万9,695円、不用額9,305円、執行率は100%でございます。

主な支出は、使用料及び賃借料のLEDリース料及び負担金、補助及び交付金の外灯維持費助成金、外灯新設改良助成金などでございます。

次のページになります。

4番、交通安全対策費で、当初予算額886万6,000円、補正予算額51万1,000円、予算現額937万7,000円、支出済額は918万8,393円、不用額18万8,607円、執行率は98%でございます。

補正予算の主な内容は記載のとおりとなっております。

主な支出は、報償費の女性交通指導員の3名分、高齢者運転免許証自主返納121件分、工事請負費の道路反射鏡設置工事費等に係るもの、負担金、補助及び交付金の交通安全推進委員会補助金などがございます。

次に、5番、交通安全指導車管理費は、当初予算額180万円、補正予算額は2万8,000円、予算現額182万8,000円、支出済額181万1,278円、不用額1万6,722円、執行率99.1%でございます。

補正予算の主な内容は記載のとおりとなっております。

主な支出は、交通安全指導車4台分の維持管理となっております。

続きまして、6番、戸籍住民基本台帳費は、当初予算額3,644万1,000円、補正予算額マイナス56万1,000円、予算現額3,588万円、支出済額3,473万9,933円、不用額は114万67円、執行率は96.8%でございます。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源は、記載のとおりとなっております。

主な支出といたしまして、役務費の住基ネットワーク専用回線通信料、委託料、戸籍総合シ

システム保守ほか4業務、使用料、賃借料は、住基ネットワークシステム環境使用料ほか2業務、備品購入の住基ネットワークシステム機器等及び戸籍総合システム機器等譲渡取得、負担金の個人番号カード交付事業負担金などがございます。

なお、役務費の手数料予算不足のため、需用費より8万3,000円流用しております。

次のページになります。

7番、社会福祉総務費（国保年金）は、当初予算額、予算現額73万2,000円、支出済額は70万7,501円、不用額は2万4,499円、執行率は96.7%でございます。

この事業の特定財源としての歳入については、記載のとおりとなっております。

主な支出は、年金事務に係る消耗品、電話料、委託料などの支出となっております。

続きまして、8番、国民健康保険特別会計繰出金は、当初予算額3億2,011万8,000円、補正予算額1,643万1,000円、予算現額3億3,654万9,000円、支出済額3億3,219万5,307円、不用額435万3,693円、執行率は98.7%でございます。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとなっております。

主な支出は、国民健康保険特別会計への繰出金となっております。

続きまして、9番、高齢者医療助成費は、当初予算額5億4,172万6,000円、補正予算額マイナス3,047万5,000円で、予算現額5億1,125万1,000円、支出済額5億1,119万4,953円、不用額は5万6,047円、執行率は100%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとなっております。

主な支出は、負担金、北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金などとなっております。

次のページになります。

10番、障がい者医療助成費は、当初予算額

1億2,598万3,000円、補正予算額846万6,000円、予算現額1億3,444万9,000円、支出済額は1億3,048万8,422円、不用額396万578円、執行率は97.1%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとでございます。

主な支出では、役務費の国保連への調査支払手数料と医療機関などへの請求事務手数料、扶助費の医療費自己負担の助成となっております。

続きまして、11番、事業決算名、児童福祉総務費は、国に係る事業で、補正予算額、予算現額26万6,000円、支出済額は26万6,000円、不用額はなく、執行率は100%となっております。

補正予算の主な内容は記載のとおりとなっております。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への緊急経済対策のための令和2年度事業の事務費に係る前年度精算返還金となっております。

続きまして、12番、事業決算名、児童手当支給費は、当初予算額3億9,373万9,000円、補正予算額マイナス709万6,000円、予算現額3億8,664万3,000円、支出済額は3億8,662万2,513円、不用額は2万487円、執行率は100%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとでございます。

主な支出といたしまして、扶助費の児童手当となっております。

次のページになります。

13番、事業決算名、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、国に係る新規事業で、補正予算額及び予算現額1,091万2,000円、支出済額1,060万6,725円、不用額30万5,275円、執行率は97.2%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源と

しての歳入は、記載のとおりとなっております。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得者の子育て世帯への緊急経済対策のための事業で、主な支出は、報償費から役務費までの事務費、負担金、補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金、1人当たり5万円、202人分となっております。

続きまして、14番、事業決算名、子育て世帯への臨時特別給付金事業費は、国に係る新規事業で、補正予算額及び予算現額4億1,426万3,000円、支出済額は4億1,025万7,326円、翌年度繰越額は150万円、不用額は250万5,674円で、執行率は99.4%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとなっております。

この事業は、国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への緊急経済対策のための事業で、主な支出は、報償費から委託料までの事務費、負担金、補助及び交付金では子育て世帯への臨時特別給付金、1人当たり10万円の4,068人分となっております。

続きまして、15番、子育て世帯への臨時特別給付金事業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業で、補正予算額及び予算現額1,202万7,000円、支出済額は1,001万4,080円、不用額は201万2,920円、執行率は83.3%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとなっております。

この事業は、国の子育て世帯への臨時給付事業に合わせ、国の基準により対象外となった世帯への町独自の対応として、給付対象を拡大し、給付するための事業となっております。

主な支出は、役務費と負担金、補助及び交付金で、子育て世帯への臨時特別給付金、1人当たり10万円、100人分となっております。

次のページになります。

16番、子ども医療助成費は、当初予算額1億655万1,000円、補正予算額267万1,000円、予算現額1億922万2,000円、支出済額は1億577万2,558円、不用額344万9,442円、執行率は96.8%でございます。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりとなっております。

主な支出といたしまして、役務費の国保連への調査支払い手数料と医療機関などへの請求事務手数料、扶助費の医療費自己負担の助成となっております。

次に、共通様式の最後になります。

17番、ひとり親家庭等医療扶助費で、当初予算額4,417万7,000円、補正予算額422万7,000円、予算現額4,840万4,000円、支出済額は4,719万3,344円、不用額は121万656円、執行率は97.5%となっております。

補正予算の主な内容、この事業の特定財源としての歳入は、記載のとおりでございます。

主な支出は、役務費の国保連への調査支払手数料と医療機関への請求事務手数料、扶助費の医療費自己負担の助成の支出となっております。

以上で、一般会計の共通様式の説明を終わります。

続きまして、資料について御説明いたします。

次のページになります。

様式2の予算流用の状況は、戸籍住民台帳費、役務費手数料の予算不足のため、8万3,000円を需用費より流用しております。

一般会計につきましては、以上でございます。

それでは、国民健康保険特別会計に移らせていただきます。

決算書により説明させていただきます。

それでは、令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の245ページをお開き

ください。

実質収支に関する調書で、歳入総額が34億3,269万854円に対し、歳出総額は33億5,197万8,005円で、歳入歳出差引額は8,071万2,849円となっております。

次に、246ページ、247ページは、歳入の款項ごとの決算状況になっており、248ページ、251ページは、歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、254ページ、255ページの歳入から御説明申し上げます。

1款国民健康保険税の状況ですが、前年度分と滞納分を合わせた収入済額は6億1,460万216円で、前年比1,248万9,132円、2.1%の増となっております。

2款国庫支出金の収入済額は130万4,000円で、内容は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税減免に対する災害等臨時特別補助金、前年度比463万9,000円、78.6%の減となっております。

次の256ページ、257ページ、3款道支出金については、一般被保険者に係る医療費等に対する道負担補助金でございます。収入済額は23億9,215万1,254円で、前年度比71万516円、0.03%の減となっております。

内訳は、1項1目保険給付費等交付金から、2項1目財政安定化基金交付金まで、記載のとおりとなっております。

4款財産収入の収入済額は、1万5,883円となっております。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、3億3,219万5,307円、前年度比1,016万9,881円、3.2%の増となっております。

内訳は、1項1目一般会計繰入金から、次の258、259ページの2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金まで、記載のとおりとなっております。

6款繰越金の収入済額は、8,312万8,278円でございます。

7款諸収入、収入済額は926万5,916円、前年度比97万1,480円、9.5%の減

となっております。

内容は、1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金が391万1,351円で、2項雑入1目一般保険者等第三者納付金が529万1,236円、2目一般被保険者返納金が8万2,071円、3目雑入が1万1,258円となっております。

次は、歳出に移らせていただきます。

国保262ページ、263ページを御覧願います。

1款総務費は、主に国保の運営に係る経費でございます。総務費の決算額は7,598万6,615円で、前年度決算額に比べて2,796万1,580円、58.2%の増となっております。

1項総務管理費は、予算現額7,028万3,000円に対しまして、支出済額は6,688万3,113円、不用額は339万9,887円、執行率は95.2%となっております。

主な支出は、1目一般管理の事業名、一般管理費国保事業で、役務費の郵便料、電話料合わせて99万7,331円。委託料では、国保共同電算ほか委託料、国保システム改修委託料、合わせまして1,741万3,065円。使用料及び賃借料のシステム使用料100万6,500円。負担金、補助及び交付金では、北海道国保団体連合会負担金から北海道クラウド運用負担金まで、合わせて2,199万6,674円となっております。

次に、事業名、国保事務職員人件費については、国保従事者4名分の人件費が計上されてございます。

次に、264ページ、265ページになります。

2項徴税費1目賦課徴収費は、予算現額42万2,000円に対しまして、支出済額が31万7,492円、不用額は10万4,508円、執行率は72%でございます。

主な支出は、事業名、賦課事務費では、役務費が郵便料で31万7,492円となっており、事業名、国保徴収事務費では、役務費の郵便料、振替振込手数料合わせまして120万1,3

50円、負担金、補助及び交付金の渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金として納税貯蓄組合事務費補助金、合わせまして151万1,500円となっております。

3項運営協議会費1目運営協議会費は、予算現額20万5,000円に対しまして、支出済額は11万9,600円、不用額は8万5,400円で、執行率は58.3%でございます。

主な支出は、事業名、運営協議会費で、運営協議会1回分の開催を支出してございます。

4項特別対策事業費は、予算現額638万円に対しまして、支出済額595万3,560円、不用額は42万6,440円で、執行率は93.3%でございます。

1目医療費適正化特別対策事業費の主な支出は、委託料のレセプト点検委託料、ジェネリック医療費変更差額通知書作成委託料、合わせて135万6,800円などがございます。

また、2目収納率向上特別対策事業費の主な支出は、事業名、収納率向上特別対策事業費では、徴収事務に係る会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当などを支出しております。

次に、事業名、国保公用車管理費では、公用車1台分の管理を支出しております。

続きまして、268ページ、269ページの2款保険給付費です。保険給付費は、療養の給付費等に係る経費となっております。保険給付費の決算額は23億4,314万5,609円、前年度決算に比べ2,564万5,581円、1.1%の減となっております。

療養諸費は、予算現額20億9,041万7,000円に対し、支出済額20億1,722万2,017円、不用額8,119万4,983円、執行率は96.1%でございます。

1目療養給付費から3目審査支払手数料までは、記載のとおり支出となっております。

2項高額療養費は、予算現額3億2,995万8,000円に対し、支出済額3億2,120万1,867円、不用額が875万6,133円、執行率97.3%となっております。

1目高額療養費及び2目高額介護合算療養費は、記載のとおり支出となっております。

3項移送費は、予算現額30万円に対し、支出済額はなしでございます。

4項出産育児諸費は、予算現額505万円に対し、支出済額293万9,240円、不用額211万760円で、執行率は58.2%となっております。支出済額は前年度より262万1,706円、47.1%の減となっております。

主な支出は、1目の出産育児一時金の293万7,980円、また、2目の審査支払手数料1,260円となっております。

270ページ、271ページになります。

5項葬祭諸費1目葬祭費は、予算現額150万円に対し、支出済額141万円、不用額が9万円、執行率は94%となっております。支出済額は前年度より60万円、4.4%の増となっております。

6項傷病手当金は、予算現額111万円に対し、支出済額は37万2,485円、不用額は73万7,515円、執行率は33.6%となっております。

続きまして、272ページ、273ページ、3款国民健康保険事業費納付金です。国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業に係る経費でございます。国民健康保険事業費納付金の決算額は8億89万7,000円で、前年度に比べ1,820万円、2.2%の減となっております。

1項医療給付費分は、予算現額5億8,760万円に対し、支出済額5億8,760万円、不用額はなく、執行率は100%となっております。

1目一般被保険者医療給付費分、2目退職被保険者等医療給付費分は、記載のとおりとなっております。

2項後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療制度に係る支援経費で、予算現額1億6,333万6,000円に対し、支出済額1億6,333万6,000円、不用額はなく、執行率は100%となっております。

1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、記載のとおり支出となっております。

3項介護納付金分1目介護納付金分では、介

護保険制度に係る支援経費でございます。こちらは、40歳から65歳までの医療保険加入者である第2号被保険者が負担にする経費となっており、社会保険診療報酬基金に納付する形となっております。

3項介護納付金分は、予算現額4,996万1,000円に対し、支出済額4,996万1,000円、不用額はなく、執行率は100%となっております。

1目介護納付金分は、記載のとおり支出となっております。

続きまして、274ページ、275ページの4款共同事業拠出金です。1項1目共同事業事務費拠出金は、国保財政の安定化を図るための事業経費となっております。市町村から拠出金を財源に高額な医療費についての都道府県単位で費用負担を調整するための経費となっております。予算現額1万円に対し、支出済額53円、不用額が9,947円、執行率0.5%でございます。

記載のとおり支出となっております。

続きまして、276ページ、277ページ、5款財政安定化基金拠出金です。退職分年金受給者名簿作成に係る拠出金となっております。財政安定化基金拠出金の決算額は843円、前年度に比べ1,269円の減となっております。

記載のとおり支出となっております。

続きまして、278ページ、279ページ、6款の保健事業費です。保健事業費は、疾病予防を図るための事業費となっております。保健事業費の予算現額3,065万1,000円に対し、支出済額は2,854万2,860円で、不用額は710万7,140円、執行率は76.8%でございます。決算額は前年度に比べ479万6,732円、25.6%の増となっております。

1項保健事業費は、予算現額1,374万2,000円に対し、支出済額1,011万9,860円、不用額は362万2,140円で、執行率は73.6%となっております。

1目保健衛生普及費の主な支出は、役務費の郵便料に53万6,823円や、委託料の各種健

康診査委託料などに957万9,495円の支出となっております。

2項特定健康診査等事業費は、予算現額1,690万8,000円に対し、支出済額1,342万3,000円、不用額は348万5,000円、執行率は79.4%でございます。

1目特定健康診査等事業費の主な支出は、委託料のデータ提供委託料、特定健康診査委託料、特定保健指導委託料、特定健診等データ管理委託料、合わせて877万3,286円、負担金、補助及び交付金の特定健診受診率向上支援等共同事業負担金として422万4,000円となっております。

次の280ページ、281ページの7款の公債費でございます。公債費の内容は、一時借入金の利子となっております。予算現額31万9,000円に対し、支出済額は9万9,966円で、不用額は21万9,034円、執行率は31.3%となっております。決算額は、前年度に比べ2万4123円、31.8%の増となっております。

続きまして、282、283ページの8款諸支出金でございます。諸支出金は、過年度分国税の還付金及び国庫支出金等の返還金に係る経費となっております。予算現額1,300万5,000円に対し、支出済額は1,221万2,059円、不用額79万2,941円、執行率は93.9%となっております。決算額は、前年度に比べ160万9,671円、11.6%の減となっております。

1項償還金及び還付加算金の主な支出額は、1目一般被保険者保険税還付金で81万9,000円、3目その他償還金は、国庫支出金等返還金で1,139万3,059円の支出となっております。

2項1目延滞金は、予算現額1万円に対し、支出額はなしでございます。

続きまして、284、285ページ。

9款基金積立金、予算現額9,609万3,000円に対し、支出済額は、保険財政調整基金積立金として9,609万3,000円、不用額はなく、執行率は100%となっております。

続きまして、286、287ページ。

10款予備費は、予算現額100万6,000円に対し、支出額はなしとなっております。

国保会計の決算状況は、以上でございます。

次に、提出の求められました資料について御説明いたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 三つ全部、特別会計二つ入れて全部やってしまうと、最初のほうが分からなくなってくるというのもあるし、課長もしゃべっていて汗かきながらやっているの、一つ一つやったらいかか、皆さんに諮ったほうがいいのではないかと思います。

○平松委員長 今、横田委員の提案なのですけれども、一応今までは全部を、特別会計合わせて説明を受けていたようです。それを分けてはどうかという提案だったのですけれども、どうですか、分けたほうがよろしいですか。

反対の意見なければ、ちょっと説明ずっと続いて、課長かわいそうなので、分けていきたいと思えます。

ここで一旦……。 (発言する者あり)

すみません、それでは資料説明を受けて終わらだと思えます。失礼しました。

課長、どうぞ。

○清野住民課長 では、次に提出を求められた資料について御説明いたします。

次のページになります。

様式1の予算未執行の状況になります。国保の10万円以上未執行は3件ございます。1行目、旅費でございます、予算未執行は12万4,000円。次に2行目は移送費でございます、予算未執行は30万円。3行目は、事業名が退職分国保税過年度還付金となっております。

提出した資料の説明は、以上となっております。

以上で、令和3年度国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○平松委員長 ありがとうございます。

すみません、途中で。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 共通資料ナンバー4について、高齢者運転免許の自主返納の件ですけれども、予算としては242万円ですか、計上されております。報償費ですね。実績といいますか、どのような実態だったのか、その辺について少し分かるように説明をお願いします。

○平松委員長 それだけですか。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、お答えいたします。

今回の傾向といたしまして、予算計上していただきましたけれども、後半にわたりまして件数が増え続けているということで、特に3月に関しましては、この年度で一番多く16件がございました。

全体の概要といたしましては、例年免許返納の件数に関してはなかなか読み取りづらい部分もございまして、去年に比べて上昇傾向にあったということが要因となっております。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですか。

上野委員。

○上野委員 実績として16件ということなのですが、242万円はどのように使われたのか、その辺についても少しお願いします。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 免許返納に関しては、申請があった方に対するの事業となっております。全体の件数としては、1人当たり2万円を121名の方にアップル商品券とイカすニモカのカードを渡して対応しているところでございます。

以上です。

○平松委員長 ほかに、ありませんか。

副委員長。

○若山副委員長 何点かちょっと番号の順番に。

まず、共通様式からいってナンバーの9、高齢者医療助成費のところ、特定財源のところ、予算と収入額がちょっと変わっているのですけれども、この理由というか、計算方法でこうこうなので、こういう理由でというのがちょっと分かるように教えていただければなというふうに思います。

それと、ナンバー10のところ、不用額、扶

助費で360万円ほどあるのですけれども、補正で800万円ほどしております、金額これだけ残った理由というか、そのこのところのあれをちょっと教えてください。

それと、ナンバー13のところの特定財源のところ、支出済額よりも多くあるのですけれども、この関係について、どういうふうに理解すればいいのかが分からなかったので、1,000万円の支出なのだけでも、特定収入で2,200万円あるというような、このうち幾らとか、このあれだとかというのがあるのか、そのこのところをちょっと教えてください。

それと、ナンバー16のところ、同じように子ども医療助成費のところ、不用額が328万円扶助費であるのですけれども、扶助費で同じ額を補正している関係があつて、残る理由というか、システムのしようがないのかどうか、そのこのところをちょっと教えてください。

それと、様式2の流充用の具体的な理由のところ、8万3,000円で人事異動に伴う保管用金庫の設定変更の際、どうのこうのと書いているのですけれども、ちょっと説明があるのかなと思つたのですけれども、どういうことで、どういうあれなのかなというか、鍵がなくなったのか、あれなのか、そのこのところをちょっと、必要な支出だとは思ふのですけれども、どういう状況でこのようなことが、今後は起こらないというようなことに対応しているのかどうか、そのこのところをちょっと教えてください。

あと、次の国保会計の様式1のところ、これは去年の決算のときにも聞いたのですけれども、移送費というのが予算計上しているのだけれども、申請がなかったので一切使っていませんという形なのですけれども、これは申請がなければいいのですけれども、移送費を申請できるという仕組みを町民が十分知っているのかどうかというか、移送費に該当するのは極めて限定されたものなのでないということがあるのか、使っているのだけれども申請ということができないということで、移送費の仕組み的なものを町民のほうに知らせるとかというようなもの、高額療養費なんかは通知が来て、こうこうこうですよというのが分

かったりするのですけれども、これについては、役場のほうで把握することができないと思うのですけれども、その辺のところの考え方をちょっと聞かせてください。

以上です。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 まず、9番ですね。こちらのほうの特定財源と事業決算状況のことについてとなりますけれども、後期高齢者医療に対しては、公費5割、若い世代に4割、高齢者の方に保険料を1割という仕組みになっておりますけれども、公費5割、これは12分の6のうち、国が12分の4、道が12分の1、町が12分の1を負担するという仕組みになっておりますので、負担割合に応じての計上ということになっているので、こちらの歳入にあるのは、国と道の分というふうに考えていただければよろしいかと思います。

次に、13番ですね。13番の剰余金が残ったということなのですね……。

○平松委員長 10番で不用額。（発言する者あり）

○清野住民課長 そうですね。不用額が多いということでしょうかね。（発言する者あり）

医療給付費の障がい者医療に関しましては、なかなか扶助費に関しては、傾向としまして重度の場合は1件について、例えば入院したときなどの医療費の負担が増額する傾向がございます。また、はやりもの等に関しましては、なかなか見込めない状況があるところでございますが、なるべく扶助費に関しては、足りなくならないということを守るためにも、ある程度の安全部分ということで計上しておりますので御理解のほどお願いいたします。

次に13番の不用額についてでございますけれども、給付金に関しては30万円かな。この事業に関しては、国のほうで積算しているところでございます。新規事業でございますので、国の積算方法によって試算した結果となっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

次に同じく14番になります。（発言する者あり）すみません、申し訳ないです。15番。（発言する者あり）16番。16番の不用額について

でよろしかったでしょうか。

○平松委員長 はい。

○清野住民課長 すみません。子ども医療に関して、全体に言えるところでございますが、医療費に関しましては、その年度年度ごとのはやりものや入院、外来、いろいろな件数等の増減がございます。こちらに関しては、なるべく扶助費を確保するために、ある程度の安全額ということで見込んでおるところでございます。1か月につきましても800万円から1,000万円程度の支出がございますので、そちらのほうは御理解いただければと思います。

次に、様式2になります。こちらに関しましては、耐火金庫というものがございます。その耐火金庫の中には、住民の戸籍に係る個人情報等を含めたものが保管されているところでございます。耐火金庫のダイヤルを毎年人事異動の際に設定変更を実施しているところでございますけれども、今回ちょっと原因は分からないのですが、ダイヤル式の解錠が不能となったことから、今回解錠作業をお願いしたというところでございます。これに関しましては、鍵の保管庫のパスワードのところの設定ができるように対策を講じたので、誰にでも鍵が受入れできないような体制を整えてございます。

以上です。（「移送費」と発言する者あり）

移送費になります。この移送費に関しましては、例えば離島で何かあったとき、病院に移送とか、病院にその方を移送しなければならないときなどが例に挙げられます。この移送費に関しましては、100%そういうことが起こらないとは限らないので、例年計上しております。これに関しましては、医者の方の証明をもってかかった医療費をこちらのほうで負担するという形になっております。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 そうすると、不用額が結構多く残っているのは、バッファーとか安全とか、政策を実施する上にはこのぐらいの残高がないと、いつ何あるか分からないのでということで、このぐらいはやむを得ませんよということ

で、それについては分かりました。

ナンバー13のところ、質問したのは、支出済額が1,000万円なのに特定財源が2,200万円もあるのは、このうちの1,100万円とか、どういうふうに見ればいいのかというようなこと。

先ほど言った移送費の関係なのですけれども、移送費については、ある一定の場合に認められるということなのですけれども、その仕組みを町民が知らないのではないかとということで、こういうケースでは移送費として、今言ったとおり100%支払いますよという、7割負担とかということではなくて、というようなことをやらないと、そういう該当事項がないのか、あるのか、分からないのではないかなということで、その辺のことをする必要はないかなと。

高額医療とかだったら申請し忘れるとか、通知行ったりなんかして、丁寧にやっているのだけれども、そういうのがありますよ、こういうのがありますよということが必要なのではないかな。使われなかったので残ったということではなくて、必要なのではないかなということでちょっと確認ただけです。もう一度答弁お願いします。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 申し訳ありません。

では、13番についてでございますけれども、当初この事業に関しては、国の試算とか人数に関しては国の試算により計上しております。そして、それに対しての安全率1.1%というものを計上しているの、かなり高い額という形にはなっております。

実質、3月議会において、あまりかかっていないということが分かったので、ある程度は減額補正ということで対応しておりますけれども、多くもらい過ぎた分というのは、精算して国に返還する予定ということになっております。

次に、移送費になります。移送費に関しましては、今現在、周知等というのはやっていないところでございます。これに関しましては、例えば定期的であったりとか納付書とかを送る際に、一言こういうのがありますよということで表記するか、工夫を凝らして対応していきたいと思ってお

ります。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 すみません、ナンバー13のところは、予算額1,000万円なのに収入額2,200万円になっていて、支出額が1,000万円なので、この数字の関係というか、何が繰越とかというあれなのか、単純なミスなのか、ほかのものを含めた形で合算できて2,200万円なのか、そのところをちょっと、資料上の整合性を確認したかったのでお願いします。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 これに関しましては、収入額に関しては、国のほうからで、ある程度……。ちょっとすみません、休憩します。すみません。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○平松委員長 それでは、休憩以前に引き続きまして、再開をいたします。

住民課長の答弁より入ります。

住民課長。

○清野住民課長 貴重なお時間を費やせてしまい申し訳ありませんでした。

それでは、お答えいたします。

13番の収入に関してでございますけれども、まず6月議会に計上し、3月では減額補正をしております。財源の収入額に関しましては、間違いなく町に収入されており、支出済額と収入額の差額分は、今後、国の通知により返還する予定という形になっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 すみません、委員長より1点のみ質問させていただきます。

ナンバー4の中の女性交通指導員の報償費というのが毎年計上されていますね。これは、私、担当課のほうにも二度ほど言っているのですが、下校時にいらっしやらないことが、結構

なのかどうか、何度か私を通して、子どもたちがいっぱい横断歩道を渡っているのですけれども、本来立っているべき人がいないということを実認したものですからお話をさせてもらっています。この点についてのふだんの管理はどうか、これが1点。

同じ項目で、18のところ交通安全推進委員会補助金380万円計上されています。いわゆる交通指導員の方のことなのですが、失礼なのですが、高齢の方が多くて、ちょっとどうなのかなという場面も見ることがあります。その辺の管理というのですか、適格かどうかということは、役所のほうとして何か判断基準みたいなものを持っていらっしゃるのでしょうか。指導員だから、何でもいい、そういうことはないのでしょうか、どうも適格性に問題があるのではないかなという方も見受けられますので、その辺の管理を役所のほうではどう考えていらっしゃるのか、この2点お尋ねをいたします。

住民課長。

○清野住民課長 それでは、4番の交通安全指導員の方の管理ということになっております。こちらのほうは、下校時、登校時に立っていらっしやいますけれども、立っている女性交通員3人ございますけれども、諸事情や体調が優れないときというものもございますので、そのときはちょっと申出によりお休みしている形にはなっております。こちらのほうは毎月、立った時間、また何時から何時まで立ったということを毎月提出していただいているところでございます。

あと、交通安全指導員に関しましては、あくまでもボランティア活動になっておりますので、厳重な規制というものは設けてございませんので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 そういう説明も都度お伺いをしてはいるのですが、例えば、女性の場合、244万円という決算金額がありますが、例えば立っていないときの分が不用額で出てきているわけでもない。例えば、どうしても立てない理由があるのであれば、誰か代替りの人を頼めるような仕組みだ

とかというのは、私は必要だと思います。

私がこれだけ言うというのは、本当に、特に中山小学校のところは、親御さんが迎えに来る車ですとか、一般車両だとか、出入りする場所が、あの駐車場ができたために多くなっていて、去年の3月には登校時に人身事故も起きていますので、ぜひ善処願いたいなという思いで質問していますので、ちょっとその辺の含みをお願いしたいなと思います。

住民課長。

**○清野住民課長** それでは、もし出られなかったことの対応としまして、課のほうでちょっと協議したいと考えております。また、立つ場所に関しましては、もうちょっと工夫を凝らして、再度見直していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

**○平松委員長** よろしくをお願いいたします。

ほかに、ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○平松委員長** それでは、引き続き後期高齢者のほうに移りたいと思いますので、住民課長、よろしくをお願いします。(発言する者あり)

上野委員。

**○上野委員** 国保に関して、何点かお伺いしたいです。

1点目は、国保会計はおかげさまでというか、令和元年度より黒字化しております。今回も8,071万円ほどの黒字が発生しまして、翌年度への繰越しということになっております。令和元年、令和2年、令和3年度と3年間連続で黒字が発生して非常にいい傾向ではあるのですが、翌年度へ繰り越した金額は、翌年度の予算に編入しないで繰越しの状態に積立ての状態になっているのかどうか、その辺についてちょっと。

**○平松委員長** 住民課長。

**○清野住民課長** 今回、定例議会でも補正について御説明いたしましたけれども、今回令和4年度に関しましては、半額4,000万円程度を基金に積立て、残りの4,000万円については、国保の保険税の引き下げを実施しましたので、それに伴う補填分といたしまして国民健康保険税のほうに

留保しております。

以上です。

**○平松委員長** 上野委員。

**○上野委員** そうしますと、留保の状態に積み重なった金額はどのくらいになったのでしょうか。

**○平松委員長** 住民課長。

**○清野住民課長** 今回、令和4年度に積み立てた額を、ちょっと待ってください。総額は1億4,000万円程度が基金の保有額ということになっております。

以上です。

**○平松委員長** 上野委員。

**○上野委員** それは分かりました。

ナンバー5の追加資料の件なのですがすけれども、不納欠損の件ですね。令和3年度の不納欠損の中に、本人死亡2件で73万8,900円、それから居所不明が2件で14万8,800円というのが不納欠損という形で処理されておりますが、これは本人死亡の場合の対応なのですが……。

**○平松委員長** 上野委員、申し訳ありません。これは税務課のほうで、もう済んでいる分になると思うのですがすけれども。

**○上野委員** 国保の関係ではないですか。(発言する者あり) 税務課なのですか、国保の関係ではないのですか。分かりました。

**○平松委員長** よろしいですか。

ほかになければ、後期高齢者のほうの説明を受けたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

**○平松委員長** 住民課長、お願いいたします。

**○清野住民課長** それでは、令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の289ページをお開きください。

実質収支に関する調書で、歳入総額が4億5,281万421円に対し、歳出総額は4億4,558万7,624円で、歳入歳出差引額は722万2,797円となっております。この剰余金は、令和4年4月1日から5月31日の出納整理期間中の保険料収入分で、令和3年度の歳入として決算し、令和4年度の歳出予算から同額を後期高齢者負担金として支出するため、令和4年度へ全額繰り越しいたします。

次に、290ページ、291ページ、歳入の款項ごとの決算状況で、292ページ、293ページは、歳出の款項ごとの決算状況となっております。

それでは、歳入から御説明いたします。

296、297ページを御覧ください。

1款1項1目後期高齢者医療保険料の状況でございますが、調定3億2,666万3,645円に対し、収入額は3億1,977万4,227円、不納欠損が47万9,200円となっております。収入未済額は665万6,818円となっております。なお、収入済額に関しては還付未済224万6,600円が含まれてございます。

2款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は1,270万1,922円で、2目保険基盤安定繰入金は1億1,296万1,772円となっております。

3款1項1目繰越金は、前年度繰越金691万4,300円となっております。

4款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、収入はなしでございます。

次に、298、299ページを御覧ください。

2款償還金及び還付加算は45万8,200円の収入となっており、内訳は、1目保険料還付金で45万8,200円、2目還付加算がなしとなっております。

3項雑入は、収入なしとなっております。

続きまして、歳出の状況です。

302ページ、303ページを御覧願います。

1款総務費は、予算現額305万7,000円に対し、支出済額は301万2,922円、不用額は4万4,078円、執行率は98.6%となっております。

1項総務管理費1目一般管理費は、予算現額17万6,000円に対し、支出済額は17万3,637円、不用額は2,363円、執行率は98.7%となっております。

2項徴収費1目賦課徴収費は、予算現額28万1,000円に対し、支出済額は28万3,928円、不用額は4万1,715円で、執

行率は98.6%でございます。

次に、304ページ、305ページを御覧ください。

2款1項1目後期高齢者医療納付金については、予算現額4億5,167万3,000円に対し、支出済額は4億4,211万6,502円、不用額は955万6,498円で、執行率は97.9%となっております。

次に、306、307ページになります。

3款諸支出金は、予算現額81万4,000円に対し、支出済額は45万8,200円、不用額は35万5,800円、執行率は56.3%となっております。

1項1目保険料還付金は、予算現額76万4,000円に対し、支出済額は45万8,200円、不用額は35万5,800円、執行率は60%となっております。

2目還付加算金は、予算現額5万円に対し、支出額はなしとなっております。

次に、308、309ページを御覧ください。

4款予備費は、予算現額1万4,000円に対し、支出済額はなしとなっております。

以上が、令和3年度後期高齢者医療特別会計の決算状況でございます。

続きまして、提出の求められた資料について御説明いたします。

様式3の収入未済額の状況については、現年度分が令和3年度普通徴収保険料で、調定が1,689件、1億991万2,400円に対し、収入額が1,667件で1億682万5,897円、収入未済額が37件で308万6,503円となっております。

滞納繰越分は、平成25年度から令和2年度までの普通徴収保険料の合計で、調定が86件で532万645円、収入額が31件で127万1,130円、不納欠損額は7件で47万9,200円、収入未済額が57件で357万315円となっております。

次に、様式4の不納欠損処分状況については、7件で47万9,200円でございます。事由別では、破産6件、本人死亡が1件となって

ございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑に移ります。

上野委員。

○上野委員 1点だけお願いします。

資料の305ページなのですけれども、今回、後期高齢者医療広域連合への納付金の関係で955万円という不用額が発生したのですが、この理由について説明をお願いします。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 こちらの納付額については、あくまでも広域連合のほうで、計上額ともにそういった部分に関しては示されてきますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員、よろしいでしょうか。

上野委員。

○上野委員 広域連合で示された金額だということなのですが、予算をちょっと多く見積もってしまったということなのでしょうか。それとも、この金額になった理由をもう少し分かるように説明をお願いしたい。

○平松委員長 住民課長。

○清野住民課長 これに関しては、予算計上時、広域連合のほうからこの程度見積もって下さいという数字は示されてきています。それに合わせて当町のほうでは予算計上し、もし補正が必要であれば、その数字に基づいての補正を実施しているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了します。

住民課長、御苦労さまでした。

引き続き、福祉課の審査を行います。

福祉課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、福祉課長、特別会計についても併せて説明をお願いいたします。

福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算並びに介護保険特別会計歳入歳出決算の状況について、要求資料に基づき説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、一般会計歳入歳出でございます。

共通様式を御覧ください。

共通様式、ナンバー1でございます。3款民生費1項1目、事業予算名、社会福祉費(地域福祉)でございます。こちらについては、当初予算146万3,000円、補正予算593万9,000円、予算現額704万2,000円に対し、支出済額702万1,821円、不用額38万179円、執行率94.9%でございます。

事業目的は、地域福祉の推進で、決算の内容について、または補正内容、歳入については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2を御覧ください。同じ款項目で、事業決算名、社会福祉総務費(臨時交付金事業)でございます。こちらについては、補正予算2,144万1,000円、予算現額、同額2,144万1,000円に対しまして、支出済額2,123万9,603円、不用額20万1,397円、執行率99.1%でございます。

事業目的は、地域福祉施設等に係る新型コロナウイルス感染症予防対策でございます。決算内容、歳入、補正内容については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3を御覧ください。同じ款項目で、事業決算名、地域福祉連携活動費でございます。こちらについては、当初予算2,552万8,000円、補正予算マイナス64万8,000円、予算現額計2,488万円に対し、支出済額2,487万6,500円、不用額3,500円、執行率100%でございます。

事業目的は、地域福祉の連携でございます。

決算内容については、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー４を御覧ください。同じ款項目で、事業決算名、民生委員児童委員費でございます。当初予算６７２万７、０００円、補正予算マイナス２３万８、０００円、予算現額計６４８万９、０００円に対し、支出済額６２４万８、４０８円、不用額２４万５、９２円、執行率９６．３％でございます。

事業目的は、民生委員、児童委員に関わる活動経費で、決算内容等につきましては記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

こちらは新規事業で、同じ款項目、事業決算名、住民税非課税世帯等臨時特例給付金でございます。こちらについては、補正予算で６億１、４９１万７、０００円とし、予算現額も同額でございます。支出済額は３億９、３３０万２、３０８円、翌年度繰越額１億９、１６９万３、０００円、不用額２、９９２万１、６９２円、執行率９５．１％でございます。

こちらについては、新型コロナウイルス感染症の影響に対する生活暮らしの支援でございます。当該事業が令和４年、令和３年とまたがる債務負担期間とする国庫補助１００％の事業で、令和３年度住民税非課税世帯及び令和３年１月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した場合で住民税が発生している方々に対して１世帯当たり１０万円を給付する事業でございます。

決算内容等については記載のとおりでございます。

次に、ナンバー６でございます。こちらも新規事業で同じ款項目、事業決算名、重層的支援体制整備事業でございます。当初予算３、１８９万６、０００円、補正予算３１２万２、０００円、予算現額計３、５０１万８、０００円に対し、支出済額３、３５５万２、３４８円、不用額１４６万５、６５２円、執行率９５．８％でございます。

事業目的は、地域共生社会の実現に向けた事業の推進でございます。こちらについては、既

存の事業、各課にまたがっていた相談等の事業を１か所にまとめて対応する国の推進している事業を実施しているものでございます。

決算内容等につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー７を御覧ください。３款民生費１項２目、決算事業名、高齢者支援事業費でございます。当初予算１億４５８万４、０００円、補正予算マイナス７１８万円、予算現額計９、７４０万４、０００円に対し、支出済額９、４９１万７、５１０円、不用額２４８万６、４９０円、執行率９７．４％でございます。

こちらについては、事業目的は長寿敬老の祝い、高齢者在宅サービス、生きがい健康づくりの支援、あとは高齢者の入所措置でございます。

決算内容については記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

ナンバー８でございます。こちら同じ款項目で、事業決算名、介護保険特別会計繰出金でございます。当初予算４億１、４２６万１、０００円、補正予算１、５４７万４、０００円、予算現額計４億２、９７３万５、０００円に対し、支出済額４億１、８１８万８、７１５円、不用額１、１５４万６、２８５円、執行率９７．３％でございます。

事業目的は介護保険事務の円滑化で、介護保険特別会計繰出金は、法定割合で繰り出ししているものでございます。

次に、ナンバー９を御覧ください。３款民生費１項１目、事業決算名、障がい者福祉費でございます。当初予算８億８、５４３万７、０００円、補正予算額１億７、５８０万５、０００円、予算現額計１０億１、１２４万２、０００円に対し、支出済額１０億３、０６４万９、７７７円で、不用額３、０５９万２、２２３円、執行率が９７．１％でございます。

事業目的は障がい者福祉の推進で、決算内容と補正予算、歳入につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１０を御覧ください。こちら

については、事業決算名、障がい者介護審査会費でございます。当初予算額102万1,000円、補正予算6万3,000円の減額、予算現額計95万8,000円に対し、支出済額92万4,900円、不用額3万3,100円、執行率96.5%でございます。

こちらについては、障がい者の区分認定審査会の経費でございます。

決算内容等については記載のとおりでございます。

次のページに移りまして、ナンバー11を御覧ください。こちら同じ款項目で、事業決算名、地域生活支援事業費でございます。当初予算1,849万9,000円、補正予算額251万1,000円、予算現額計2,101万円に対し、支出済額1,973万8,886円で、不用額127万1,114円、執行率93.9%でございます。

事業目的は障がい者福祉の推進で、決算内容に等につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー12でございます。民生費1項6目、事業決算名、社会福祉施設指定管理費でございます。当初予算4,830万9,000円、補正予算59万5,000円、予算現額計4,890万4,000円に対し、支出済額4,867万7,180円、不用額22万6,820円、執行率99.5%でございます。

事業目的は、共同作業所等の運営でございます。決算内容については、指定管理料でございます。

次に、ナンバー13を御覧ください。こちらについては、事業決算名、社会福祉施設整備費でございます。当初予算ゼロ円、補正予算350万円、予算現額も350万円に対し、支出済額350万円、不用額ゼロ円、執行率100%でございます。

事業目的は、社会福祉施設の整備の推進でございます。決算内容等につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー14を御覧ください。民生費3款3項1目災害救助費でございます。こちら

当初予算36万円、補正予算ゼロ円、予算現額計36万円に対し、支出済額ゼロ円、不用額36万円、執行率ゼロ%でございます。

事業目的は、非常災害による罹災住民の応急的救護でございます。

次のページに移ります。

ナンバー15でございます。こちら4款衛生費1項6目、決算事業名、健康センター管理費でございます。当初予算額3,428万7,000円、補正予算額642万1,000円、予算現額計4,070万8,000円に対し、支出済額3,943万2,206円、不用額127万5,794円、執行率は96.9%でございます。

こちらの目的については健康センターの円滑な管理運営で、決算内容等につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計の要求資料を説明させていただきます。

様式1でございますが、令和3年度事務事業予算全額未執行5万円以上の状況でございます。

こちらについては、3款1項1目委託料で、行旅死亡人処置委託料20万5,000円。こちらについては、行旅死亡人が発生しなかったものでございます。

次の3款1項2目需用費の緊急通報装置修繕料19万円についても、故障が発生しなかったため、全額未執行となっております。

次に、3款1項4目負担金、補助及び交付金の障がい者自動車改造費補助金10万円についても、こちら申請がなかったことによるものでございます。

3款3項1目扶助費、災害見舞金についても、火事などが発生しなかったことによる未執行でございます。

一般会計については、以上でございます。

続いて、介護保険も……。

**○平松委員長** 一旦切りますか。引き続きやりますか。（発言する者あり）

引き続きお願いします。

福祉課長。

**○村山福祉課長** それでは、介護保険について決

算書を用いて説明させていただきますので、決算書の介保311ページを御覧ください。

それでは、初めに令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算書（保険事業勘定）でございます。

こちら実質収支に関する調書でございますが、歳入総額29億3,678万4,588円に対し、歳出総額28億7,592万872円、歳入歳出差額でございますが6,086万3,716円、実質収支額についても同額となっているところでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、318ページを御覧ください。

1款保険料については、収入済額から説明させていただきます。収入済額5億9,798万4,150円で、こちらについては65歳以上1号被保険者の保険料でございます。

内訳については、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分となっております。また、不納欠損については394万5,607円となっております。

次に、2款でございます。使用料、手数料でございますが、こちらについては収入額等がゼロ円となっているところでございます。

次に、3款国庫支出金でございますが、収入済額が6億8,259万1,638円でございます。

内訳は、国庫負担金として介護給付費負担金、国庫補助金として調整交付金、介護予防事業交付金、包括的事業交付金、次のページに移りまして、介護保険電算システム改修補助金、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金となっているものでございます。

続きまして、4款でございます。支払基金交付金でございます。収入済額が7億7,611万8,261円でございます。こちらについては65歳未満の2号被保険者からの保険料でございます。

内訳については、介護給付費交付金、過年度分介護給付費交付金、地域支援事業交付金となっているものでございます。

次に、5款でございます。道支出金でございますが、収入済額4億1,667万8,023円でございます。

内訳は、道負担金として介護給付費負担金、過年度分介護給付費交付金、次のページに移りまして、介護予防事業交付金、包括的支援事業交付金、介護サービス利用者負担軽減事業補助金となっているものでございます。

次に、6款でございます。財産収入でございますが、収入済額6万6,094円で、内容については、利子及び配当の介護保険財政調整基金の運用利子となっているものでございます。

次に、7款繰入金でございますが、収入済額が4億1,818万8,715円でございます。

内訳は、一般会計繰入金、介護給付費繰入金、介護予防事業繰入金、包括的支援事業繰入金、介護保険事務繰入金、その他繰入金となっております。

なお、2目の基金繰入金、介護保険財政調整基金繰入金は、執行がなかったというものでございます。

次のページを御覧ください。

8款繰越金でございます。収入済額が4,225万9,747円については、前年度の繰越金となっているものでございます。

9款でございます。諸収入でございますが、収入済額が289万7,960円でございます。

内訳は、返納金として介護事業者からの不正利得による返納金261万円、諸実費徴収金として徘徊高齢者家族支援サービス事業利用負担金4,080円、ケアマネジメント負担金調整金、雑入の措置者分審査料となっているものでございます。

次に、歳出について説明させていただきますので、328ページを御覧ください。

それでは、歳出。

1款でございます。総務費、予算現額計でございますが2,032万円に対しまして、支出済額1,848万6,333円、不用額183万3,667円、執行率91%でございます。

こちらについては、一般管理費の給付に係るもので、電算管理費等がメインでございます。

次に、332ページを御覧ください。

こちらについては2款でございますが、保険給付費でございます。こちらについては、このページから335ページになりますが、給付費の合計

でございますが、予算現額計27億9,003万8,000円に対しまして、支出済額27億2,241万6,439円、不用額が6,762万1,561円、執行率が97.6%でございます。

こちらについては、介護サービス等の部分と介護予防サービス、審査支払い手数料、高額介護サービス、次のページになりますが、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費となっているものでございます。

次に、336ページを御覧ください。

こちらについても339ページまでになりますが、3款地域支援事業費でございます。予算現額計7,849万9,000円に対しまして、支出済額7,215万6,911円、不用額634万2,089円、執行率は91.9%でございます。

内訳については、介護予防、生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防事業、任意事業、審査支払手数料となっているものでございます。

次に、340ページを御覧ください。

4款保健福祉事業費でございます。こちらについては、予算現額計が9万円に対しまして、支出済額が3万7,288円、不用額5万2,712円、執行率58.6%でございます。

内容は、障がい者総合支援法によるヘルパーを利用していただいていた非課税の方が介護保険制度へ移行した際の利用者増した場合における一部負担のお金でございます。

342ページを御覧ください。

5款基金積立金で、予算現額計516万7,000円に対しまして、支出済額、同額の516万7,000円、不用額ゼロ円、執行率100%でございます。

こちらについては、財政調整基金への積立となっているものでございます。

次のページを御覧ください。

6款公債費でございます。予算現額計10万円に対し、支出済額3万3,926円、不用額6万6,074円、執行率33.9%でございます。

こちらについては、借入金の繰入れ、運用利子となっているものでございます。

次のページを御覧ください。

こちら7款諸支出金でございます。予算現額計は5,993万4,000円に対しまして、支出済額5,762万2,975円、不用額231万1,025円、執行率96.1%でございます。

こちらについては、第1号被保険者への過年度還付金、国、道等に関する償還金と一般会計の繰出金ということになっているものでございます。

次のページで、348ページを御覧ください。

8款予備費でございますが、予備費からの充用はございませんでした。

続きまして、特別会計の介護サービス事業勘定のほうを説明させていただきたいと思っておりますので、351ページを御覧ください。

こちら介護保険特別会計歳入歳出（介護サービス事業勘定）となっているものでございます。

初めに、令和3年度の介護保険特別会計歳入歳出の実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出合計1,162万9,040円、歳出総額も同額となっております。歳入歳出差引額、実質収支額ゼロ円となっているものでございます。

歳入について御説明申し上げますので、358ページを御覧ください。

まず、1款サービス収入、収入済額が1,162万9,040円。こちらは、地域包括支援センターが行う要支援認定を対象とした介護予防サービス計画収入でございます。

2款諸収入でございますが、こちらについては、収入額ゼロ円となっているものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、362ページを御覧ください。

1款総務費でございます。需用費1万円の予算現額となっておりますが、未執行でございます。

次のページを御覧ください。

2款諸支出金でございますが、繰出金、予算現額1,223万7,000円に対しまして、支出済額1,162万9,040円、不用額60万7,960円、執行率95%となっているものでございます。

次のページを御覧ください。

こちらについては、3款予備費でございます

が、予備費については充用はございませんでした。

続きまして、介護保険特別会計の要求資料の内容について説明申し上げます。

それでは、様式1でございますが、介護保険事業の現額未執行5万円以上のものでございますが、こちらについては、報償費、家族介護慰労金10万円ということになっております。

こちらについては、対象者がいなかったために未執行となっています。

続きまして、様式3でございます。こちら令和3年度収入未済の状況でございます。現年分、一番上については、調定額5,265万3,360円に対して、収入済額4,875万1,740円、収入未済額が390万1,620円となっています。

次の下段の滞納繰越分でございますが、こちらについては、介護保険の滞納繰越分が平成25年度から令和2年度までがございます。こちらについては、8か年の合計で1,105万3,308円に対して、収入額が156万5,420円、不納欠損額が223万3,720円、収入未済額が725万4,240円、収納率20.2%でございます。

一番下の平成30年度の返納金でございますが、介護報酬の返納金で、ケアプラン作成に不備があった1事業所から、分納誓約による納入で令和3年度調定額664万8,480円に対し、収入済額261万円、収入未済額が403万8,480円となっているものでございます。

次のページでございます。

様式4でございます。先ほどの不納欠損額の内訳となるものでございます。不納欠損処分の状況でございますが、生活困窮から本人死亡までの合計60件、合計金額が223万3,720円。法別内訳としては、自治法236条の規定により全額不納欠損しているところでございます。

福祉課からは、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**○平松委員長** ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

横田委員。

**○横田委員** まずは、介護保険の325ページにあります9款諸収入のうちの雑入の2番の返納金というのがあって、法第22条の不正利得による返納金で261万円とあるのですけれども、この内訳を教えてください。

それから、介護保険の337ページの一番下段にあります負担金、補助及び交付金の中の40番の補助金の中の認知症カフェ運営補助金7,900円、あまりにも金額が金額なもので、どういう内容なのかというのが分からないので、お願いしたいと思います。

それから、介護保険の321ページの4番の支払基金交付金のうちの2の地域支援事業支援交付金2,072万5,000円の内訳が分かりましたら教えてください。

それから、共通様式の資料のナンバー6、重層的支援体制整備事業費というのが、今年度新たに出てきたのですけれども、12番の委託等を見ると、今まで他の科目でやっていたものがここに入ってきているというのもあるのですけれども、重層的支援体制整備事業というのを新たにやったというのはどれなのかというのがちょっと分からないし、今年は主にどういう事業をしたのかという部分が決算に出てくるのはどれなのかというのをちょっと教えてください。

それから、共通様式のナンバー9の18の負担金、補助及び交付金の中の障がい者地域活動支援センター運営補助金というのは、道からいただいているほうの補助金なのかどうか。今もTomohouseに出しているのかどうかというのをちょっとお願いしたいと思います。

最後に、共通様式の16番の健康センターで、資料を頂いたのですけれども、電気代として271万6,950円というのをいただいているということでもありますけれども、最近のを見ていると壊れる回数が増えてきていて、やはりこういうところに温泉を流してやるということはいいことなのですけれども、電気代相当というのは妥当なのかどうかということですよ。これだけ負担が増えていって、それがなければ、こんなに傷み方がもっと時間的に余裕があ

るのではないかというふうに私は思うのですよね。今まで7年持った場合もあったし、そういうのがあるので、電気料だけいただくというのは、どういうふうな必然性があるってそういうふうになったのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

**○平松委員長** 福祉課長。（発言する者あり）

すみません、暫時休憩をいたしまして、昼から福祉課長の答弁より再開いたしたいと思いません。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

**○平松委員長** 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

横田委員からの質問に対しての答弁から入ります。

福祉課長。

**○村山福祉課長** それでは、まず一般会計の共通様式のナンバーの若い順にお答えさせていただきたいなと思います。

まず、共通様式ナンバー6でございますが、事業決算名、重層的支援体制整備事業の委託料の中で、新しい事業というところの御質問でございます。

12の委託料の中の3行目の一番右に共助基盤体制整備事業委託料110万円というものがございます。こちらについては、今まで令和2年度以前にはない事業でございます。

内容についてでございますが、こちら重層的体制整備事業を行う際、町民のニーズ、町内会、いろいろなところのニーズをまず把握しなさいというところのものでございましたので、初年度でございましたので、こちらアンケート調査等を行わせていただき、その中でどういうニーズがあるかというものを令和4年度に新たに事業を3本起こさせていただいた基礎的な調査が新規事業となっております。

また、その隣の地域サロン事業委託料でございますが、こちら今まで介護認定を受けていない元気な高齢者が通う生きがいデイサービスと

いうものを実施していたところでございますが、こちらは令和3年度から65歳以外の若い方も自由に参加できるよというものに一部改正させていただいております。

委託料の中身としては、新規事業については、このような内容でございますが、委託料ではないものとしましては、例えば包括的な相談支援を行いまして、今まで福祉事務所、町とか村については福祉事務所がないというところでございますので、福祉事務所未設置町村による相談事業というものを地域福祉係のほうで行わせていただき、生活保護であったり、生活困窮者の相談受ける体制を構築させていただいたものと、あとは、参加支援事業ということで、ひきこもりの方とかを社会参加させるための参加支援事業というようなことで、いろいろな事業所とやりながら、そういう方々をいろいろな会とか、いろいろな仕事とか、簡単なものにコーディネートして、だんだん社会に参加させていくというものを新たに行わせていただいております。

あとは、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ということで、専門職が、相談支援の声を上げていない方々のニーズを、なかなか相談しないとか相談に来れないとかという方々を、私どもが出向きながら信頼関係を構築していろいろなサービスにつなげていくというものを、こちらは委託ではないのですけれども、職員費とかで実施しているのが令和3年度の新たな事業という形になります。

続きまして、次のページでございますが、ナンバー9を御覧ください。

ナンバー9でございますが、こちら負担金の18番の一番下の障がい者地域活動支援センター運営補助金400万円というところの御質問でございますが、こちらについては、委員の御質問のとおり、七飯町内の本町にあるつばさのほうで実施しております。こちらについては、地域活動支援センターというのは1型から5型、5型の中でもAとBとありますので、6種類のものでございます。その中で、七飯町もしくは連携している北斗市、函館市について

は、2市1町で協定を結んで実施しているところでございますが、七飯町内においては、地域活動支援センター5型B型ということで利用定員10名で、基礎的事業として400万円という形のものでやらさせていただきます。この400万円については、交付税算入されるものというものでございます。

続きまして、一番最後のページ、健康センター管理費でございます。

健康センター管理費の歳入の部分の下から3番目、温泉ポンプ電気料負担金でございます。こちらについて、委員の御質問にあるとおり、源泉ポンプというのは中島にありまして、そこから中野にあるデイサービスセンター、あと養護老人ホームで、私どもの健康センターと3か所で源泉を使っております。

その中で、平成18年度までは温泉ポンプの電気代というのが、昔、好日園という養護老人ホームは町立町営でやっていたところでございます。その中で、運営が社会福祉法人に代わった後も電気代は養護老人ホーム好日園が一括して全額負担していたというものがスタートでございまして、その後、平成18年中に社会福祉法人から負担を三つの施設でしないかというお話があって、協議がありまして、その結果、平成19年度からアップル温泉が電気料に対する請求割合が6割、好日園が3割、デイサービスなかの苑が1割という形で、それぞれ案分しながら電気料を負担していたところでございます。

そんな中、また平成26年中に、3者のほうで電気料に関する負担割合の見直しの協議がございました。その協定の中では、ポンプ等のメンテナンスが必要な場合は、町で全額見ます。その中で、電気代については、7割好日園、3割なかの苑ということで、町は電気代は負担しませんが、今後の維持管理については負担しますが電気料は今後2者で見ていただくという形で、協定を平成26年4月1日に結ばせていただいて、平成26年度から現在までこういう形で動いているところでございます。過去そういう流れで、今二つの施設が源泉ポンプの電気料

を負担しているというところでございます。

御質問にあったとおり、今後のメンテナンスとかポンプの入替とか、いろいろな故障とか、ここ数年頻発してございましたので、委員御質問のとおり、いろいろな負担についても今後の方向性はどうかという多分御質問だと思いますので、そこについては、令和26年4月1日に協定を結んでいるので、今後また2法人との話合いも必要なものでございますので、その辺についても今後、電気代を今までずっと2者で負担してもらうのがいいのか、メンテナンス、電気代全て分割がいいのかの協議がまた必要になってくるとは思いますので、今現在はそういう形で協定を結んでございますので、私、今この場でそうしますとなかなか明言し難い状況でございますので、今後ここも検討の一部と考えているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、介護保険特別会計でございますので、介護保険の321ページを御覧ください。

こちらの下から3番目にある地域支援事業交付金2,072万5,000円の内訳という御質問でございましたので、まず地域支援事業についてでございますが、こちら款としては支払基金交付金ということで、2号被保険者が支払っているお金が交付金のほうに入ってきているものでございます。それを受けて、七飯町の事業としては、介護予防日常生活総合事業ということで七飯町独自の基準による訪問型Aサービス、Bサービス、基準を緩和したヘルパーと、あとは訪問B型ということで、住民主体による訪問サービスというものを実施してございます。

通所系でございますが、こちらも総合事業で通所介護サービス相当のものということで実施しているデイサービス等みたいな通所系のものをやっているというところでございます。

あとは、介護予防ケアマネジメント、第1号被保険者の介護予防の方のケアマネジメントを行っているのと審査支払手数料、あと高額介護予防サービス費相当という形になります。

あとは一般介護予防事業、元気な高齢者の方の介護予防事業で、こちら地域介護予防活動支援事業、あとは介護予防普及啓発事業ということで行っております。

あと、地域包括支援センターの運営に係るその辺のものと、あとは任意事業ということで、例えば成年後見利用に係る事業の事業費が主なものとしてかかっております。

あとについては、町独自の生活支援体制整備事業、こちら生活支援コーディネーターを設置していたり、あとは認知症に係るケア向上事業について一部お金が使われているのと、地域ケア会議という形の事業が内訳となっているものでございます。

続きまして、次のページ、325ページでございます。

こちらの雑入の返納金の下から4番目の法第22条の関係でございます。こちらの内訳というか詳細という形になるかなとは思いますが、こちらについては、某介護事業者が介護サービスをする際のケアサービス計画等のケアプランに不備があったということで、七飯町民の4名の最大18か月分の不正請求という形に……。

トータル、当初1,078万8,480円が返還となる対象でございましたが、まずは平成30年7月から分納が始まりまして、返済金額としては当初8万円から始まり、それを12か月、平成30年7月から翌平成31年6月まで8万円、平成31年7月から13万円、5万円アップして、さらに令和2年度のときは18万円という形で、金額を5万円ずつアップさせていただき、令和3年度4月から6月まで18万円、そして令和3年度7月から令和4年3月まで23万円という形で納入していただき、今回の決算額261万円となっております。

残額についても、先ほど別紙のところでも収入状況、不納欠損等の説明であったとおり、四百何がしまだ残っているという状況でございます。

続きまして、決算書の337ページでございます。337ページの下から2番目の認知症カ

フェ運営補助金7,900円でございます。

こちらについては、認知症カフェの運営について行っているもので、ふまねっとクラブななえが認知症カフェを運営しているもので、こちらも令和3年度の運営に係る軽費でございますが、補助金の請求額については、まずは補助決定して、補助金の実績報告をしたときに上がってきた金額が7,908円で、端数切り捨てて7,900円助成しているものでございます。

活動内容については、令和3年4月16日にふまねっとをやりまして、最後が令和3年12月17日、10回行っているという内容でございます。その後、コロナ等で一回ちょっと令和4年1月以降は実施されなかったということで報告を受けています。

御質問については、以上でございます。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 まず、介護保険の321ページの地域支援事業支援交付金2,072万5,000円というもので、いろいろ言っていたのですが、そういう文書があるのでしたら、金額の一覧表があるのでしたら、もしいただけるのだったら資料をお願いしたいと思います。

次に、法22条の不正利得による返納金ということで、これは今回で全部終わったということなのかどうかということを確認したいということと、該当するのは1件だけなのか。それをもう一回お願いしたい。

それから、介護保険の337ページの7,900円の認知症カフェは、新しく出た重層型には該当しないのですか。該当するような中身のように見えるのですけれども、そのところを教えてください。

あとは、重層的支援体制のもので新しい事業としては、共助基盤体制整備事業委託料というのがそうだという先ほどお話だったと思うのですが、今年度はどういうふうか、それは一般質問だよということでしたらお答えしなくても構いませんので、どういう内容になっているか中身が分からないので教えてください。

○平松委員長 横田委員、すみません、マイクを

向けていただけますか。

○横田委員 すみません。聞こえましたか。

最後に、ポンプのものは過去からいくと変わってきて、平成26年にやったのが最後に協定を結んでいるよという話だったのですけれども、実際にどうなのかということ、3施設でやっているということは、24時間動いているのではないかというふうに僕は捉えていた部分があるのですけれども、本当に温泉だけだったらもう少し長く使えるのではないかなというふうに思っているのですけれども、使う時間もデイサービスだったら、デイの始まる朝の10時ぐらいから午前中いっぱいとかあるだろうし、それから好日園だったら夜の時間なのか、それとも同じく自分の手でやれないからと、その人たちを入れているのか、養護老人ホームですから、自分でできるのではないかなというふうに思うので、夕方の時間なのかなというふうに解釈しているのですけれども、そういうのもあるので。

以前に何回か故障したときには、自分たちで持っているボイラーで対応しているはずだと思うのですよね。それでやった場合、そういう余分なお金をかけてやっているのが、プラスなのか、マイナスなのかということも、それを3者でお話ということもしているのかどうかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

以上です。

○平松委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、まずは、特別会計のほうから説明したいなと思います。

介保321ページの地域支援事業支援交付金の2,072万5,000円の金額の内訳ということですね。それは精査しなければならないので、後日資料を出すという形でお願います。

次に、325ページでございます。

こちら1者の分でありまして、こちら、まだ残額が、分納が今後まだ続く形になりますので、令和4年度の調定額については403万8,480円まだあるという形で御理解のほどよろしくお願いたします。

あとは、介保337ページでございます。

認知症カフェは、こちらは重層的な事業に当

てはまるのではないのかというところでございますが、こちらについては、認知症関係の事業ということで特化されていますので、先ほど委員の御質問にあった地域支援事業の中の事業の一環の認知症施策という形でございますので、そちらで実施させていただきたいというところでございます。

あと、重層の令和4年度の新しく何をやっているのだということの御質問だと思いますので、新たにやらせていただいたのが、先ほどの共助基盤整備事業の110万円でアンケート調査したとあるのですけれども、そちらを今度、共助の基盤づくりの新たな事業としてやらせていただくものがございまして、こちらについては、今まで高齢者の要介護認定とかを受けている方について、ちょっとした困り事サービスということで、有償ボランティアの方が15分170円で活動していただくものは、高齢者に限ったものでございましたけれども、令和3年度のアンケートの結果、高齢者だけではなく、障がい者であったりとか、妊婦さんであったりとか、一時的に病気のある方とかという形で、そちらの枠を広げる事業を新たに起こさせていただいたという形になります。

こちらについては、いろいろと介護だ、障がいだ、児童福祉だという項の谷間の方を救える制度という形で実施させていただくというのが新たな事業でございます。

あとは、先ほどの参加支援事業の中であったのですけれども、社会とのつながり応援事業ということで、まず、子ども、障がい、高齢、生活困窮の各制度の、こちらも制度のはざまの方に対するサービスでございますが、相談を聞き取って、要は、ひきこもりとかの、社会に出たけれどもちょっとまだ社会復帰されていない方とか、なかなか高齢者介護だ、障がい者児童福祉だとなかなか救えない等のはざまの方が、今回の質問にあったヤングケアラーの部分とかも、いろいろあると思うのですけれども、そういった方々を社会参加させるために、一般企業にお願いして受け入れしてもらったり、例えば今、社会福祉協議会とかで集えるサロンをつ

くって、そこでいろいろな事務仕事させたり、好きなことをやらせて、徐々に社会参加させていくという社会とのつながり応援事業というもの新たに令和4年度で起こさせていただいたというところでございます。

あとは、今後いろいろとまた国の新たな事業についても、メニューが来たら検討してやっていきたいというところでございます。

続きまして、温泉のポンプでございますが、なかなかデイサービスセンターができて、好日園ができて、最後にアップル温泉ができた。温泉を使っていた順番も、我々最後に使わせていただいているという形がございます。

あそこは、水嶋町長のときに福祉村構想があったところで、介護保険になる前のデイサービスセンターを造って、養護老人ホームを移設したという形で、温泉を使うありきの設計で造っていたところでございます。その後、私もが使わせていただいている中で、今後、沸かし湯でも対応できるのは対応できると、2施設についてそうでございます。

そういう中で、いろいろと協議もしていかなければならないとは思っているので、今ここで明言できないというのが実際のところでございますが、実際、なかの苑については、大体お風呂の時間というのは10時から12時までの営業で行われているというところでございますので、お湯を入れるのは大体9時から入れていくと。温泉の使用料も、そんなに浴槽が大きくないので、使用割合ももともと我々6で、好日園3で、デイサービス1だったので、そんなに使用量はないという形でございます。

好日園の養護老人ホームについても、大体10時から14時までお風呂の時間というところで、そこについても、お風呂のお湯についてもゆっくりちよろちよろ入れて、あまりたくさん入ると温度が上がるので、事前にあまりたくさん出さずに温度調整しながら出しているという状況でございます。

アップル温泉については、10時から9時半まで営業していますが、実際24時間出しっ放しでございますので、そこについての使用料的

には、やっぱりアップル温泉は24時間、365日出しっ放しという形で運営してございますが、そういったところの兼ね合いもございまして、いろいろな方向性を考えながら。

先にちょっと私、一発目の答弁させていただいたのですが、そういうところもいろいろ、ちょっと検討させていただくとは思いますが、なかなか設備的にもそんなに、もともと温泉使うありきの二つのデイサービスと好日園の施設でございますので、その辺もちょっと、毎日それに対応できるのかどうかも確認してございませんので、今後の検討課題という形で御理解のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに御質問ないでしょうか。

田村委員。

○田村委員 それでは、3点ほど質問したいと思います。

まず、様式1のナンバー1の関係ですけれども、青年後見制度をやっておりますけれども、実績件数と、それから主な支援内容というのですね、今までから比べるとこういうものが増えているとか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思えます。

それから、ナンバー3の地域貢献ポイント制度、昨年度から比べると付与件数が増えているのか減っているのか。あるいはポイント数が増減あるのか。減っているのは、例えば増えていけばなぜか。あるいは減っていればなぜか。そこら辺の分析をしていけば、教えていただきたいと思えます。

それから、ナンバー4の民生委員の関係ですけれども、七十何名たしかおられると思うのですが、現在、欠員何名いるのかね。そこら辺を教えていただきたいと思えます。

以上です。

○平松委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、ナンバー1の市民後見人の関係でございますが、この決算の中でいうと、18番の負担金の市民後見人養成研修受講補助金でございます。32万円出してございます

が、こちら受講が令和3年度は8名受講してございます。その中で、市民後見人制度は、ほかに役務費とかで申立郵便料、申立手数料等ございます。こちらについては、生活保護の方とかが町長申立ての際に私どものほうの支出のほうで一旦手数料等立て替えて行っているものでございますが、令和3年度については、実際、町長申立ての方は1名でございますが、市民後見人としての活動をされている生活保護以外の方については、まだ、現在すみません、ちょっと具体的な人数はあれなのですけれども、令和3年度は2名の方が成年後見人として活動されているという形でございます。

それと、次でございますがナンバー3、地域貢献ポイント制度委託料でございますが、こちらについては、昨年度と比べて決算額がちょっと下がってございまして、コロナ禍の中でなかなかボランティア活動ができなかったということで、おのずとポイントも下がっているというところでございます。

次のナンバー4でございます。民生委員の数でございますが、定数としては72名、こちら主任児童委員も含めて72名必要なところでございますが、3月31日現在で67名で、6名欠員となっているところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 私、1番目で聞いたかったのは、活躍されているのは2名というのは分かったのですけれども、具体的な相談内容というのですかね、これがどういうふうなのかという。実質相談件数だとか、あるいは主な相談内容がどういふものかということがもし分かれば。

それと同様に、地域貢献ポイントも、昨年と比べて何人付与した人が増加したのか、減ったのか。あるいはポイント総数が増えたのか、減ったのか。そこら辺分かれば教えていただきたい。

それから、ナンバー4の72名の民生委員の定数が67名で6名欠員だということですが、これは同じ地域でずっと6名が欠員しているということであれば、やはりその地域に

とって非常にマイナスだと思うのですよ。こちら辺の対策をしっかりと練っているのか。

令和2年はちなみに欠員何名だったのですか。それと何も変わらないということであれば、2年連続欠員のままだという話ですよ、6名が。これは地域福祉にとっては非常に私は問題あるのではないかと思うのですけれども、そこら辺の実態を教えてくださいたいと思います。

○平松委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 1回目の答弁で答弁漏れがございまして申し訳ございません。

後見人の主な活動でございますが、相談については、うちの地域の包括支援センターのほうでいろいろな介護保険の事業所、ケアマネージャー、もしくは家族等から御相談を受けて、その中で成年後見制度についても、家族の者が後見できるものであったりとか、家族以外の者でないと駄目だとかというような審判、これは裁判所の審判等が必要になってくるものでございますので、いろいろな相談を受けた中で、まずはこの方の後見人については、市民後見人がいいのか、司法書士、弁護士がいいのか、もしくは家族がいいのかというところの判断をさせていただき、その中で行っていくという形でございます。

その中で、市民後見人のほうは、審判で選ばれた場合については市民後見人、その方の認知症の度合いにもよりますけれども、一番重度の認知症の方であれば契約行為、いろいろなものの、例えば施設に入る際の契約行為であったりとか、いろいろなものが必要になってきて、その後、金銭の管理もございまして、支出、収入といったものの支出収入もの、いろいろなものをつけながら金銭の管理をしていく。そして、そういうものを年に1回、町を通して裁判所等に提出させていただくという形が大まかな流れとなっているところでございます。

それと、すみません、次の地域貢献ポイントについてですが、令和2年度と令和3年度の比較の人数、ポイント数が、何人付与したかというのが手元でございませぬので、申し訳ございません、後日提出させていただくという形でご

ざいます。

民生委員の数ですが、実際、令和3年度中は述べ70名いたところがございますが、それでも3名とか欠員のところがあったと。その3名のところについては、委員もおっしゃったとおり、長く欠員になっている地域もございます。民生委員の方々も体調を崩したり、いろいろなことで欠員になったりして、令和3年度末で6名欠員という形になってございます。

そして今年度、民生委員の3年に1回の改選時期で町内会とかいろいろな団体のほうに推薦依頼させていただいているところがございますので、新たに、そういった地域を欠員のところを極力なくしていくという形で地域の方々とお話し合いをしながら進めているところがございますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

副委員長。

○若山副委員長 それと、共通様式の中で、2か所ほどちょっと確認させてください。

まず、ナンバー1で、19扶助費のところの福祉灯油事業助成券ということで504万5,000円上がってまして、当初予算から補正でどんどん増えてきているあれなのですけれども、これはあれなのですとか、対象人員から何割ぐらいとか何人ぐらいあれしているのかというところでの把握があるのかどうか。これでほぼ全員があれしているのかどうか、あるいは自分が対象になっただけでも知らないでそのままいる人がいるのではないかということで、毎回聞くのですけれども、制度がですね、広報に載せるだけではなくて、きちっとそのところに伝わっているかどうかと。

前年度の例でいくと、10万円の特別給付金のときに、こういう制度もあるよということで通知したりして一緒に支所のほうに行くと、名前書くだけですぐできているというのもあったりして、あれなのですけれども、そういう広く多くの人に知らせるというふうな活動的な

ものというのはどうなのかどうかというのをちょっと教えてください。

それと、一番最後の共通様式の15です。この中で健康センター管理費の委託料のところ、分煙カウンター保守点検委託料とかで、小さな金額なのですが載っているのですけれども、分煙カウンターというのは、たばことかの関係なのですか。それとも別なものなのですか。ここでたばことか吸える場所があるということ考えていいのですか。そのところをちょっとすいません、教えてください。

○平松委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、まずナンバー1、福祉灯油事業助成券購入費でございますが、こちらについても、対象者については高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯で、構成員の皆さんが住民税非課税というところでございますので、ある程度の人数は押さえてございます。

ただ、住民票上、同じ住民地けれども世帯分離しているとか……。

○平松委員長 マイクを。

○村山福祉課長 そうですね。

なかなかでありまして、その中で、その部分で、住民票は世帯分離しているけれども同じ生計で世帯だよという場合は該当ならないとかというものでございますので、そちらについても、制度はある程度高いのですけれども、実際どういう生計でどうしたのかというのは聞き取りしないと分からないので、ある程度の人数は把握してございます。

そういった中で、前もいろいろと御質問いただいていた、一般質問等であれだったのですけれども、確かに給付金とかの別個の、国の1万円出しますよとか、いろいろな平成25年、4年とかの頃に一緒に、ほぼ対象者一緒なので、そういった中で、来たときにこちらも対象になりますよとかというときはやっぱりパーセントはいいのですけれども、実際問題その事業がなくなるとやっぱり申請率というのですかね、そういうのは下がるというところがございますので、そういったところで、実際、給付金をやる

ときは結構な人数になるのですけれども、なかなか給付金が終わると申請してこないというところで、そこについてもギャップがやっぱりあるのかなというのは私ども感じてございます。

そういったところの周知活動については、また、時期になったら毎月、広報等に福祉灯油を実施していますとは載せていますけれども、また今回もいろいろな給付金国のほうでございまして、その中で併せて周知もしていくという形で行っていきながら、そういう申請率のどういった傾向なのかというのをちょっと研究していきたいと思っております。

一番最後の健康センターでございまして、こちら分煙カウンターはありまして、アップル温泉内の個室で分煙カウンターを置いてたばこを吸えるスペースがございまして、そこに分煙カウンター1台ございまして、その保守点検となっているものでございます。

以上でございます。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 今回の執行済みの金額でいくと、1,009世帯という金額になっているのですけれども、この間の1万2,000円の道の支援で今後給付していくというのを見たら、1,100世帯分ぐらいの金額が載っていて、そのまま、単純にそれが合っているかどうか分からないのだけれども、そうであれば、100世帯近く申請してきていないという中で、そんな町からアップル商品券をもらうのは潔しとせずに自分でやっていくのだという人もいるかもしれないので、何とも言えないのですけれども、どのぐらいの割合が受給されているのか。対象がどのぐらい来ているのか。申請してこないのはどういうあれなのか、知らないからなのかとか、その辺のところはちょっと、もう一度どうなのかと。

それと、最後のたばこの分煙何とかと、今たばこはもう全部やめてしまうとかというようなわけにはいかないものなのでしょうかねというのか、その辺のところはどのように考えるのか、ちょっと教えてください。

○平松委員長 福祉課長。

○村山福祉課長 それでは、今回、本定例会で議決いただいた補正予算の人数と、新たな事業の人数との乖離でございますが、まず今回上程させていただいた新たな事業の人数については、ある程度七飯町として北海道で補助基準額が1,400万円何がしぐらいですよということで内示というか、このぐらいのレベルですよというお知らせが来ていたので、そこで計算して、令和3年度の決算額で大体500万円超えたので、1,000人ぐらいになったので、上限の特財を確保するために今回1,100何がし、170人の分の1万2,000円の給付金を予算化させていただきました。

その中で、今回、福祉灯油と同じ申請書で、ちょっと申請書を改造して、口座を書いてもらうところとかつけて対応しないなと思っているので、全く同じ対象者になると思うので、今まで給付金で同時にやったときというのは人数が増えているので、今回もR3年度で1,000人超えているので、今年度ももし、その給付金を一緒にやるのであれば、また増えるのではないかなという事務方の私どもの考えでございまして、そういった意味で、まずは様子を見ています。

道の補助は、大体このぐらいだよといった金額でまずやらせていただいて、それに合わせて、今後、福祉灯油の助成事業についても、補正対応しながら人数を上げていきたいなと思っておりますので御理解のほどよろしくお願い致します。

あと、アップル温泉の分煙室でございまして、こちら健康増進法上たばこの部分で、ある程度は仕切られたスペースで、外の排気もついていて、分煙カウンターもついているので、一応置いておくには問題はないと思うのですけれども、あまり利用者もたばこを吸う方も少なくなってきているので、利用している割合は減っているとは思っているので、そういった顧客人数をちょっと捉えながら、今後もそういうことを、委員のおっしゃるとおり、検討はしなければならないのかなと思っておりますので、まずは一度いろいろとニーズを聞きながら進めていきたいと考えているところでございましてよろしく申し上げます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

これにて、質疑を終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了します。

福祉課長、御苦労さまでした。

次に、環境生活課の審査を行います。

環境生活課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、環境生活課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

環境生活課長。

○福川環境衛生課長 それでは、令和3年度の環境生活課の決算につきまして、共通様式に基づきまして御説明をさせていただきます。

共通様式ナンバー1からになります。決算書ページ数は126ページからで、事業決算名は環境衛生費、予算現額は45万2,000円、支出済額は43万2,586円で、執行率は95.7%です。

事業の中身につきましては記載のとおりでございますが、具体的な内容欄の一番下になります環境生活費内での流用といたしまして、委託料から消耗品費へ流用を行っております。こちらは、犬の観察に不足が生じたため、流用により対応したものでございます。

続きまして、ナンバー2になります。ページ数は128ページからで、事業決算名は食品衛生費、予算現額、支出済額ともに4万円で、執行率100%です。

内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3です。決算書ページ数は128ページからで、事業決算名は環境衛生車管理費、予算現額は31万2,000円、支出済額は29万9,741円で、執行率は96.1%でございます。

内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー4です。決算書ページ数は1

28ページからで、事業決算名は有害鳥獣対策費、予算現額は525万7,000円、支出済額は510万4,278円で、執行率は97.1%でございます。

決算内容につきましては記載のとおりでございますが、令和3年度につきましては、大川地区に熊が出没したり、それから新型コロナウイルス対策の関係で、冬のキツネ駆除の作業に支障が生じまして、こちらを実施しないというようなことがありまして、それぞれ補正予算等対応をしているところでございます。

次に、ナンバー5です。決算書ページ数は130ページからで、有害鳥獣対策車管理費で、予算現額は120万4,000円、支出済額は116万2,732円で、執行率は96.6%です。

決算の内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー6、ページ数は130ページからで、事業決算名は火葬場及び墓地管理費、予算現額は1,009万9,000円、支出済額は1,007万2,706円で、執行率は99.7%でございます。

このたびの決算内容につきましては、下から3行目、工事請負費にて火葬炉の台車のセラミックの交換、それからスクリーンれんがの取替工事、メッシュフィルターの交換等、合わせまして299万2,000円を支出してございます。また、一部灯油の予算不足に絡みまして、手数料から燃料費に対しまして1万1,000円を流用しているものでございます。

次に、ナンバー7です。ページ数は132ページからで、事業決算名は火葬場及び墓地管理費(臨時交付金事業)で、予算現額は135万3,000円、支出済額135万3,000円で、執行率は100%。

こちらは、新型コロナウイルス感染症対策として火葬場のトイレ改修を実施いたしました。男性、女性それぞれ和式一つずつを洋式に変更したものでございます。

次に、ナンバー8、ページ数は132ページからで、事業決算名は自然環境保全事業費で、予算現額314万7,000円、支出済額は31

0万4,148円、執行率は98.6%です。

こちらにつきましては、河川の水質検査委託料などの支出を行ってございます。

次に、ナンバー9です。ページ数は132ページからで、事業決算名は生活環境対策事業費、予算現額は1,737万8,000円、支出済額は1,737万6,763円です。

内容につきましては記載のとおりでございますが、特に、特定空家等解体事業補助金100万円、それから合併処理浄化槽設置整備の補助金につきまして21件分、1,162万円を支出しているところでございます。

次になります。ナンバー10、ページ数は134ページからで、事業決算名は大沼ネイチャーセンター管理費、予算現額は175万2,000円、支出済額は173万1,479円、執行率98.8%です。

こちらは、令和4年2月から開館いたしました大沼ネイチャーセンターの設置管理に係る事業費として決算を行ってございます。

なお、一部必要備品、脚立等の購入が必要となったことから、管理費内での流用を行っているところでございます。

次に、ナンバー11、ページ数は134ページからで、事業決算名は大沼ネイチャーセンター管理費（臨時交付金事業）です。予算現額は162万5,000円、支出済額が161万9,453円、執行率は99.7%です。

こちらは、同じく大沼ネイチャーセンターの整備のために行った事業でございまして、内部の改修工事やテレワークに対応した備品等の購入費を計上してございます。

次に、ナンバー12、ページ数は138ページからで、事業決算名は廃棄物対策費、予算現額46万5,000円、支出済額26万4,516円、執行率は56.9%となっております。

こちらの執行率が著しく低くなった内容についてなのですが、役務費の中に廃家電の運搬処理費、それから委託料に廃タイヤの処理委託料がございまして、令和3年度につきましては、非常に量が少なくなったということでありまして、こちらの執行につきましては、年度末で一

括処分という形を取ってございますので、このような形になり、予算の執行残が多くなってしまったということでございます。

次に、ナンバー13です。ページ数は138ページからで、事業決算名は廃棄物対策車管理費、予算現額は49万1,000円、支出済額は48万1,888円、執行率は98.1%。

内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー14、ページ数は138ページからで、事業決算名はリサイクル推進対策費、予算現額は268万1,000円、支出済額は248万688円で、執行率92.5%。

内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー15、ページ数は140ページからで、事業決算名は廃棄物処理費、予算現額は4億8,588万6,000円、支出済額は4億8,577万6,930円、執行率は約100%ということでございます。

こちらにつきましても、内容につきましては記載のとおりでございますが、このたびは工事請負費でリサイクルセンターへつながる進入路の路面の改修工事を行ってございます。改修工事費は88万円となっております。

次に、ナンバー16、ページ数は140ページからで、廃棄物処理作業車管理費、予算現額は187万5,000円、支出済額は182万2,889円で、執行率は97.2%。

内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー17、ページ数は142ページからで、事業決算名はし尿処理費、予算現額は7,300万2,000円、支出済額も同額7,300万2,000円、執行率は100%。

内容につきましては、南渡島衛生施設組合負担金ということでございます。

次に、ナンバー18、ページ数は162ページからで、事業決算名は消費者行政事業費、予算現額は70万5,000円、支出済額も同額でございます。

内容欄に記載しておりますが、こちらは事業

間流用を行ってございます。これにつきましては、消費生活相談業務負担金を函館市等とともに設置してございます消費生活センターが令和3年3月26日付で賃借料の増加によりまして各町の負担金額が若干上がったということが来まして、もう既に予算が議決された後でございましたので、事業間流用により不足する1,000円を流用したものでございます。

最後に、令和3年度決算審査特別委員会追加要求資料といたしまして、大沼ネイチャーセンターの利用実績が求められてございますが、先ほども一部御説明申し上げたとおり、ネイチャーセンターにつきましては、令和4年2月から開館ということでしたので、実質2か月でございます。実績といたしましては、来館者につきましては氏名等を記入していただく方式を取ってございます。これにつきましては、2月分についてはゼロ、そして3月に7名の方が御利用をいただいたということで、口頭にて御説明をさせていただきます。

以上でございます。

**○平松委員長** これより、質疑を行います。ありますね。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

**○平松委員長** それでは、休憩以前に引き続きまして、再開をいたします。

環境生活課長に対する質疑より行います。

上野委員。

**○上野委員** 2点ほどお願いします。

まず、ナンバー4です。ナンバー4の鳥獣被害の状況なのですが、今年度は各地で熊の出没の報道とありますがありますけれども、私の知人なんか、トウキビを栽培しているのだけれども、6,000本ほどがほぼ全滅したというようなことも聞いております。

実際に実態調査といたしますか、今回資料は出ておりませんが、実態調査が行われているのか。その被害の状況を把握しているのであれば、その状況などを報告していただきたいと

いうことと、実際に、ここで対策のための予算が組まれて費用も出されております。隊員だけで20名、百六十数万円の予算が執行されているという状況なのですが、対策の実施状況といえますか、その辺について少し分かるように説明していただきたい。まず1点です。

**○平松委員長** 1点だけですか。

**○上野委員** いいえ、2点です。

2点目です。ナンバー9です。ナンバー9に関しては、特定空家の件です。これは予算100万円補助金が執行されているということなのですが、どのような形で執行されたのか。対象の空き家は何件でどのように解体したのか。また、現状七飯町内の特定空家の把握している数字がありましたら、その辺についてと、それから特定空家に対して、町はどのように解消の取組をして、今回この100万円の補助金の活用になったのか。その辺を分かるように説明いただきたい。

以上です。

**○平松委員長** 環境生活課長。

**○福川環境衛生課長** まず、御質問のありましたヒグマ対策、有害鳥獣対策でございますが、こちらは、ハンターに非常に御協力をいただいて、地域の皆さんから被害があったとか、それから熊の出没の形跡といったものをご確認させていただいて、警察、それから地域の方々含めて情報共有して対応に当たっているということは御存じかと思えます。

例えば令和3年度であれば、いろいろヒグマ出没時の緊急出動や見守り、それから箱おりの設置とか、早朝の見回り、それらも非常にこのたび、例えば、昨年度であれば大川地区にも出没しましたので、そういった際にもハンターの皆さんにそういった形で数多く頻回に辺りをご確認いただいているというような対応を取って、ヒグマ被害が広がらないように対応をしてきたところでございます。

令和3年度については、ヒグマの捕獲事例といたしまして、5頭の捕獲駆除を行っているところでございます。引き続き、そういった大事に至らないように、しっかりと見回り対策とか、被害防止のための取組を進めていって、鳥獣駆除対策を

進めてまいりたいと考えてございます。

それと、ナンバー9の特定空家の解体補助金は、御説明いたしましたとおり、このたび2件、50万円、50万円として支出をしてございます。これにつきましては、現在、特定空家候補が49戸と確認してございます。この補助金を使って、こういった空き家が解消されていくように努めてございます。

今回の令和3年度の2件につきましても、所有者の方がこの補助制度を活用していただいて空き家の解消につながっているということで御理解をいただきたいと思っております。

先般の一般質問の際にも御答弁をさせていただいてございますが、七飯町の空家等対策計画策定時には、特定空家の候補といたしまして64戸ございました。それが今、令和4年3月末時点で、先ほど申し上げましたとおり、49戸に減少していると。少なからず、こういった補助制度を活用していただき空き家の解消につながっているということです。この補助金につきましては、広く皆さんに知っていただく。それから建設業とかといったところにも情報提供してございますので、ぜひともこの補助制度を引き続き活用していただけるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 あと49戸あるということなのですが、この49戸の所有者といたしますか、全て把握しておられるのか。また、そういった所有者に対して、この制度を知らせるような努力がどのようにされているのか、ちょっと伺います。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 特定空家につきましては、システム管理をさせてもらってございます。当然所有者の不明分もございませうけれども、そういった方々に御案内をして、こういった空き家の解消につなげていきたいという考え方でございます。

全てが全て、何と申さうか、直ちにこの補助金を使って解体できるとか、いろいろ経済状況、それから所有者の所有の在り方とか、実際、御本人だけではなくて複数の方で所有されているとか、いろいろなケースがあると思っておりますので、

その中でも、うちの補助制度とかといったものをしっかりお知らせして活用していただきたいなと思っております。

以上です。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 いろいろなケースがあるということなのですが、先ほど質問したのは、49戸の所有者の把握がどの程度されているのかということ、所有者に対して制度を一応情報提供しているのか、その辺もう一度お願いします。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 先ほどもお話をさせていただきましたが、いろいろ所有者の方にも事情がございます。それこそ、先般の御質問にありまして、これを解体ということではなくて、新たに利活用するという考え方もお持ちだと思います。そこら辺踏まえながら、町の制度をお知らせする。空き家の解体補助金だけではなくて、そのほかにも、例えば改修をしていただけるような制度とかといったものもお知らせしながら、全般として空き家対策につなげていきたいという考え方です。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

副委員長。

○若山副委員長 様式の10と11の関係で、ネイチャーセンターの利用状況について資料要求して、今、口頭で2月はゼロ、3月は7名ということがあったのですけれども、この7名とかは、先ほど聞いたら、来て記帳した人数のことのようのですけれども、そうすると、もっとたくさん来ている可能性があるということと。

テレワークとかという機能を付加して、令和3年度中にはそういうのはなかったと。その後について、こういうのを活用して何かというのは新聞にもちょっと出ていたようなあれがあるのですけれども、その後の活用状況というのですか、そういうものと。

あと、来た方のコメントというのですか、そういうものについて何か自由帳のような形で何々ですぬというような機能とか、そういうものはなかったのかどうかで、ちょっと確認したいのと。

今後、決算参考資料にネイチャーセンターの利用状況等について、どのような、月別がいいのか、利用状況別がいいのか、分からないですけれども、そういう資料をできればお願いしたいと思うのですけれども、その辺の考え方はどうなのかということ。

あと、ナンバー11のところではPR用パンフレットの印刷と小さな金額が載っていますけれども、これは何種類作成して、順調にはけて、内容の講評はどうかかなというところで、どんなところに、どう配っているのかなという、ネイチャーセンターに置いているだけなのか、どこか観光施設に置いてあれているのかどうか、そのところをちょっと教えてください。

以上です。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 まず、ネイチャーセンターにつきましては、令和2年度、いわゆる令和3年2月から開館しているということで、このたび残念ながら母数が少な過ぎましたので、口頭で御説明をさせていただきました。

今、令和4年度に入りまして、来館者の数につきましては、4月から9月上旬までの集計になりますけれども、200名以上来館していただいております。ただ、先ほどもお話ししましたが、入館者の把握については、実はこちらの係の配置もございまして、常時把握できるという状況ではなくて、先ほどお話ししました、例えば有害鳥獣駆除の対策に職員が出動している場合とか、一定時間不在になる部分もあるものですから、どうしても来館者の把握についてはちょっとアナログなのですが、記帳いただいた数を御報告するという形になります。

それと、ネイチャーセンターの中身をこのたび令和3年度の決算でいろいろ整備をさせていただきました。テレワークの備品等とか、あと、大沼のラムサール条約登録湿地でもございまして、そういった自然環境の啓発の掲示等も行っております。その際、来館されたときに、うちの職員とラムサール条約湿地のことや自然環境のことといったことをざくばらんにお話ししていただいている部分もありますので、コメントとしては

残ってございませんが、そういった形で来館者の方には御利用をいただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、テレワークの関係でネイチャーセンターのパンフレットの印刷をさせていただきました。こういったパンフレットになるのですけれども、これにつきましては、ネイチャーセンターだけではなくて、広くワーケーションというような場所、こういうところありますよとか、そういったことをお知らせするような形でございます。ただ、部数が非常に限られて、皆さんにお目にかかる部分も少ないかもしれないのですけれども、近くに大沼のセミナーハウスと、それから国際交流プラザもありますので、そういったところに設置しているということで御理解をいただきたいと思っております。

あと、こういった利用状況については、ある程度数字がまとまりましたら御報告できるように対応していきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 今、パンフレット等は限られてあれだとか。このパンフレットについては、ホームページとか、そういうもので広く伝えているのかどうかということ。

当初、民生文教常任委員会に条例の作成で付託されたときに、利用状況としては、学校単位で来て何かするとかというような話があったのですけれども、いろいろな学校からそういう自然環境の学びの場として利用したいとか、そういうような照会とかというものは来ているのかどうか。個人的なあれなのか、学校単位でのそういうものの照会とかあるのかどうかのところについて、2点ほどお願いします。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 先ほど御説明したとおり、このたびのパンフレットにつきましては、ワーケーションというくくりで作らせていただいております。大変あれなのですけれども、例えばネイチャーセンターであれば環境生活課が所管する、それにワーケーションといえばセミナーハウ

スもそういう取組を行ってございます。セミナーハウスにつきましては、ほかの部署で所管しているということで、それぞれがそれぞれの分野でPRするというような形で取り組んでございます。

まだまだこういった資料をお見せする機会といたったものが確保できていないために、皆さんもこういったパンフレット自体をお目にしたことがないかもしれませんので、こういったところを今後も含めて強くPRをしていきたいなと思ってございます。

それと、学校単位でというお話があったのですけれども、実は自然環境といたったものの授業というのでしょうか、そういったところにはうちの自然環境係のほうも、例えば学校の活動の講師として参加したり、実施協力、それから大学等とも、こちらのほうをフィールドにして研究されている方もいらっしゃいますので、そういったところでうちも所管として大いに協力をさせていただいているところでございます。

まだ実績として、学校単位でいらっしゃるという実績はちょっとないのですけれども、今後もそういったいろいろな機会を捉えて、学校のそういった希望に添えるようできる限りの協力をするという体制ではありますので、ぜひ御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

**○平松委員長** ほかに質疑ありますか。

田村委員。

**○田村委員** 3点ほどお願いします。

まず、大沼の水質浄化の状況はどうなっているのか。よくなっているのか、悪くなっているのか、変わらないのか。そこら辺ちょっとお願いします。

それから、大沼のラムサール協議会と大沼環境保全協議会のそれぞれの活動状況を教えてください。

**○平松委員長** 環境生活課長。

**○福川環境衛生課長** まず、大沼の水質についてでございます。先ほども決算資料の御説明をした際にもお話ししました、河川の水質の状況の調査につきましては、年に通常14回行っているところでございます。

それらの、例えば定期検査については環境基準といたしまして、COD、それからゼンリン、こういったものの調査も行ってございます。特にCOD、ゼンリンについては、環境基準を満たしているというのがほぼほぼではございますが、経年で見ますと、残念ながら一進一退という状況でございます。水質が良化している、それから悪くなっているというように一進一退の結果になっているということで、まず御理解いただきたいと思います。

特に、雨が降った場合に、土壌が湖沼に流入してくるということで、その際には非常に水質状況が悪くなっているというのが調査の中でも出てきているところですので、引き続きそういったところを監視しながら対応していきたいと思ってございます。

すみません、もう一つ御質問。（発言する者あり）すみません、申し訳ないです。失礼いたしました。

ラムサール協議会、今手元にあるのは令和3年度なのですけれども、令和3年度については、会議等のつきましては、大沼環境保全対策協議会、それからラムサール協議会の総会、そのほかにも全国の育樹祭の式典への参加とかといったような形でいろいろな会議等に出席をする。

また、活動の状況なのですけれども、令和3年度については、北海道大学等と一緒に「e-水活動」というものにも取り組んでございます。水質関係の教育分野の活動にも参加をしているところであります。

そのほかにも、先ほどもお話ししましたが、各種大学の現地の実習とか研究に際して、町として一緒になって協力していくというように形でやっております。

例えば、このたびのイベント的な活動につきましては、昨年10月9・10日で実施いたしました「遊び場・学び場プロジェクト」という形で、生徒を交えて水草の力でアオコが消えていくというような実験をやったり、そういったことで環境教育というか、そういったものにも取り組んでございます。

あと、特に、北海道大学、それから岐阜大学といったところが、令和3年度には大沼の現地調査にいらっしやっていますので、大体年に7回、令和3年度については7日分をそういった調査研究に協力しているというような形でございます。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 私が聞いたのは、ラムサール協議会と、それから大沼環境保全協議会のそれぞれの活動状況を聞いていたのです。

それともう1点、先ほどの水質のあれで、一進一退というような話が出ましたけれども、それについては、原因は分かっているという考え方でよろしいのでしょうか。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 すみません、ラムサール協議会としても、大沼の環境保全対策協議会のほうに参加しておりますので、そういったことで活動をしているということでございます。

それから、大沼の水質の部分ですが、これについて北海道のほうで調査研究をしている例が昨年度報告されまして、その中に雨が降った際の土壌流出したものが湖沼に入ってきていると。その際にちょっと数値が悪くなるよということが報告されているところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、ラムサール協議会が大沼環境保全協議会のほうに参加しながらいろいろ活動をしているという考え方なのでしょうか。例えば育樹祭だとか、e-水活動だとか、各大学の研究協力だとかというのは、これはラムサールのあれなのですか、協議会が環境保全協議会のほうで、合同というのですか、合同でやっているというか、どういう、別々の機関だと私は思っていたのですけれども、その中に入ってやっているよという話であれば、どう整理したらいいのか、ちょっと私も。

それぞれの協議会というのは、それなりの目的をそれぞれ持ってやっていると思っていたのですが、そこら辺ちょっともう一回説明してく

ださい。

○平松委員長 環境生活課長。

○福川環境衛生課長 すみません、私の説明がちょっと至らなくて。

大沼ラムサール協議会自体の活動は、先ほどお話ししたとおり、環境教育とか、それから調査研究の学術的分野といったところへの協力とか、そういった部分をラムサール協議会でやっていると。そして、大沼環境保全対策協議会につきましては、別の団体ですので、ラムサール協議会が一構成員としての立場で会議のほうに参加しているということで、御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、環境生活課に対する審査を終了します。

環境生活課長、御苦労さまでした。

次に、子育て支援課の審査を行います。

子育て支援課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、子育て支援課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

○川崎子育て支援課長 よろしく申し上げます。

子育て支援課所管分の令和3年度一般会計歳入歳出決算の状況について御説明いたします。

資料、共通様式を御覧ください。

ナンバー1、事業名、児童福祉総務費は、当初予算額6,947万6,000円、補正予算額7,330万7,000円、予算現額1億4,278万3,000円に対し、支出済額1億4,019万7,611円、不用額258万5,389円で、執行率98.2%になります。

この事業は、児童福祉事業を円滑に行うためのもので、補正の主なもの、歳入の状況及び支出状況は、記載のとおりとなっております。

続いてナンバー2、事業名、児童福祉総務費

(臨時交付金事業)は、当初予算額ゼロ円、補正予算額50万6,000円、予算現額50万6,000円に対し、支出済額50万6,000円、不用額ゼロ円で、執行率100%になります。

事業目的は、児童福祉業務を円滑に行うため、コロナ対策として子育て支援アプリケーションソフトを導入したものです。

次のページになります。

ナンバー3、事業名、放課後児童対策費で、当初予算額8,578万6,000円、補正予算額マイナス243万6,000円、予算現額8,335万円に対し、支出済額7,869万6,340円、不用額465万3,660円で、執行率94.4%になります。

事業目的は、学童保育クラブの運営を円滑に行うもので、支出状況等は記載のとおりでございます。

ナンバー4、事業名、放課後児童対策費(臨時交付金事業)です。こちらのほう、資料に誤りがありましたので、大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。左側から2列目の新継別の欄のところに「継続」と記載してありますが「新規」の誤りでした。大変申し訳ございません。

それでは、説明に入らせていただきます。

当初予算額ゼロ円、補正予算額254万4,000円、予算現額254万4,000円に対し、支出済額234万4,540円、不用額19万9,460円で、執行率92.2%になります。

事業目的は、児童福祉業務を円滑に行うもので、コロナ対策による学童保育施設のインターネット環境を整備し、児童の学校教材の活用を充実させるための対応をしたもので、支出状況等は記載のとおりでございます。

次のページになります。

ナンバー5、事業名、大中山保育所運営費で、当初予算額6,277万3,000円、補正予算額112万6,000円、予算現額6,389万9,000円に対し、支出済額5,414万1,394円、不用額975万7,606円で、執行率84.7%になります。

事業目的は、大中山保育所の運営を行うもので、支出状況は記載のとおりとなっております。

続いて、次のページになります。

ナンバー6、事業名、子ども・子育て支援給付事業費で、当初予算額7億3,635万8,000円、補正予算額3,619万7,000円、予算現額7億7,255万5,000円に対し、支出済額7億7,143万7,841円、不用額111万7,159円で、執行率99.9%になります。

事業目的は、私立保育所、幼稚園及び認定こども園、小規模保育事業の運営を委託するもので、支出状況は記載のとおりとなっております。

続いて、ナンバー7、事業名、青少年育成対策費で、当初予算額74万7,000円、補正予算額マイナス32万3,000円、予算現額42万4,000円に対し、支出済額35万9,217円、不用額6万4,783円で、執行率84.7%になります。

事業目的は、青少年の健全育成を図るもので、支出状況は記載のとおりとなります。

共通様式については、以上です。

続いて、添付の資料について説明いたします。

様式3の収入済額の状況ですが、現年度分の学童保育料が4件で1万7,500円、こちらが収入未済となっております。

また、滞納繰越分ですが、平成28年度の保育所延長等保育料が1件で1,800円、平成30年度の学童保育料が4件で2万8,000円、令和元年度の保育料(副食費)が6件で2万7,000円、令和2年度の学童保育料が11件で6万4,400円、保育料(副食費)が1件で4,500円、学童保育延長保育料が2件で5,800円、滞納繰越分の合計は25件で13万1,500円の収入未済となっております。

未済金については、今後も解消に向けて対処してまいります。

続いて、様式4のナンバー1、不納欠損処分

の状況ですが、保育所延長等保育料が1件、3

00円でした。事由は、居所不明によるものです。

続いて、追加資料として依頼のあった学童保育クラブ保育料減免補助金の交付状況について説明いたします。

資料の下段のほうに参考として、補助対象となる学童保育料と補助金の額を掲載しました。これは要項にあるものなのですが、こちらを参考として上段を見ていきますと、補助金額は4,000円と2,000円のみの実績で、3,000円の補助はありませんでした。各月の人数と金額は記載のとおりで、令和3年度の合計としましては、4,000円が延べ人数で784人で313万6,000円、2,000円が241人で48万2,000円、合計で361万8,000円となっております。

私からの説明については、以上でございます。

**○平松委員長** ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

川村委員。

**○川村委員** 共通様式のナンバー4の委託料なのですが、学童保育インターネット環境整備委託料の149万1,600円なのですが、これは町内全部の学童の整備をやったのかというのが1点と、これをどのように使っているのか、使い方というのですかね、どういふふうにならぬかと今状況としてやっているのかをちょっとお知らせください。

**○平松委員長** 子育て支援課長。

**○川崎子育て支援課長** こちらのほうは、5か所、本町と大中山と峠下と藤城と大沼とあるのですが、全部の環境を整えました。

使い方としては、教育委員会でタブレットを配付して、そこで宿題とかというものをやるのですが、学童保育を利用する子どもたちがインターネットの環境がなかったため、そのタブレットを活用できないということから、今はタブレットを利用して宿題なんかを学童でやったりしております。そういうことに使っております。

以上です。

**○平松委員長** ほかに質疑はありますか。

稲垣委員。

**○稲垣委員** 共通様式のナンバー2、子育て支援アプリケーションのソフトウェアを購入されているのですが、現在どれくらいダウンロード数いるか教えてください。

**○平松委員長** 子育て支援課長。

**○川崎子育て支援課長** こちらのアプリケーションは3月の広報で周知して、直近で、令和4年8月末なのですが、現在161人が活用しております。

以上です。

**○平松委員長** ほかに質疑は。

田村委員。

**○田村委員** ちょっと確認なのですが、令和3年度の施政方針で、14ページに、具体的には民間の学童保育クラブを利用する保護者に対して、公立と民間の利用料差額の2分の1相当を助成し、保護者負担を軽減してまいりますというくだりがあるのですが、先ほど説明した、これがこれなのでしょうか。そうではなくて、また別に2分の1。

私は、例えば公立の学童の保育料が、例えば1,000円だとして、民間が2,000円だとすれば、その差額の1,000円の2分の1だから500円を補助するという解釈でこれを読んでいたのですが、ただ、ただ、この解釈はこの表ですよということではないのですか。

**○平松委員長** 子育て支援課長。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 2時54分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

先ほど、田村委員の質問に対しまして、子育て支援課長の答弁、これはちょっと勘違いがあったということで、取消しをしたいということなのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、改めて田村委員の質問に、子育て支援課長、答弁をお願いします。

子育て支援課長。

○川崎子育て支援課長 ありがとうございます。

先ほどの質問だったのですけれども、例えば1万5,000円の学童保育料のところに対しては、4,000円の補助を最大で行ってまして、七飯町の学童保育料が7,000円ですので、1万5,000円から7,000円を引くと8,000円になりますので、その8,000円の2分の1の補助はしているということで、2分の1相当の補助はしているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○平松委員長 田村委員、よろしいですか。

○田村委員 はい。

○平松委員長 ほかに質疑はありますか。

副委員長。

○若山副委員長 2点ほどになるかなと思うのですが、まずナンバー1のところ、委託料で子育て短期支援事業が執行ゼロのような感じで書かれているのですが、当初予算で13万7,000円ですか上がっていて、これのゼロになった経緯というか、補正のときに説明があったのかもしれないのですが、一応お願いしたいなというふうに思います。

それと、ナンバー3の学童保育クラブの運営を行うということで、一番最後に負担金補助金交付金ということで三つ、はっぴーくらぶ、あんどうナツクラブ、学童保育skipとか、それぞれ補助金の額が違って上がっているのですが、この金額の計算式というか、人数による案分だとかその辺のところ、それぞれの学童保育をしているところというのは、何人ぐらい確保してやっているのかどうかというのと、今回値上げがあるので学童保育クラブの条例を見たら、指定管理制度もできるとかというように規定になっていて、それが導入されずにこういう形で決算されているのですが、どちらのほう効率的なのかとか、その辺の検討をしたようなものがあつたのかどうか、そのところの過去の考え方というのですか、そういうのはあればちょっと教えてください。

以上です。

○平松委員長 子育て支援課長。

○川崎子育て支援課長 まず、短期支援事業に関してですけれども、こちらのほうは必要な子どもとお母さん、お父さん、必要な世帯があれば使うという仕組みになっているので、令和3年度については、実績がなかったということです。整理予算のときに出してしまうと、その後どれだけの親子が必要としてくるかというところがなかなか予測が難しいので、こちらのほうについては整理予算で落とすべきものではないと考えているので、予算では落とさずに執行残ということで計上させていただきました。

それから、学童保育クラブの放課後児童健全育成事業補助金については、その施設の人数と

か運営している時間帯ですとかで委託料の金額が変わってきますので、単純な方式というのですかね、そういうようなものはございません。

それから、子どもの数なのですけれども、はっぴーくらぶは、はっぴー1とはっぴー2というのがあって、それぞれ定員が40名ずつなのではっぴーくらぶは定員でいくと80名になります。それから、あんドーナツクラブは定員が40人、それから学童保育skipについては定員が40人です。あんドーナツと学童保育で金額が同じ定員なのに違うのですけれども、これは実績報告のときに何人入ったかというところで実際の金額が変わってきます。

それから、指定管理についてなのですけれども、指定管理のメリットもあるのですけれども、民間は民間で延長時間を少し長くしたりですとか、晩ご飯で軽食を出してくれたりとかという独自のサービスをやっているのです、民間には民間のよさがあるということ。それから指定管理については、これまでも検討はしてきているのかなというところなのですけれども、メリットデメリットを考えてこれから検討していてもいいかなというふうには考えております。

以上です。

○平松委員長 若山副委員長。

○若山副委員長 最初のナンバー1のところは分かりました。

それで、ナンバー3のところの補助金の三つの学童保育クラブのあれなのですけれども、定員はそうなののですけれども、実際ほぼこれは満員状態というか、そういうような運営形態になっているのかどうか。民間と町立との数でバランスとか考えてあれしたときに、どうなのかなど。みんなどっちを利用するのかなどを含めて、そののところをちょっと分かればお聞きします。

○平松委員長 子育て支援課長。

○川崎子育て支援課長 民間のほうでは、はっぴーのほうは、はっぴー1とはっぴー2を合わせて45名ぐらいですね。あんドーナツで20名弱、skipで令和3年度で、平均してですけれども30人ちょっと、それぐらいの利用人

数になっております。

以上です。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

質疑をこれにて終わります。

以上で、子育て支援課に対する審査を終了いたします。

子育て支援課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

皆さんにお知らせがあります。

先ほど、子育て支援課長のほうの答弁に対して、取消しを委員長の名前で発したのですけれども、理事者側の発言に関しましては、議事録を精査し、その文章の取消しを特別委員会の期間中に提出があります。それをここで審議するということですので、御承知おき願いたいと思います。

それでは、健康推進課の審査を行います。

健康推進課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、健康推進課長、決算書及び提出資料に基づき、説明をお願いいたします。

健康推進課長。

○岩上健康推進課長 よろしく願いいたします。

それでは、健康推進課所管分の令和3年度一般会計歳入歳出決算の状況について御説明をさせていただきます。

資料共通様式でございます。

ナンバー1、子育て世代包括支援センター運営費は、当初予算額6万8,000円、補正予算額ゼロ円、予算現額6万8,000円に対し、支出済額6万7,644円、不用額356円で、執行率は99.5%になります。

事業目的は、子育て世代に対する支援を包括的

に行うための経費であり、補正の主なもの、歳入の状況、支出状況等は、記載のとおりでございます。

ナンバー 2、事業名、保健衛生総務費は、当初予算額 1,051 万 5,000 円、補正予算額 476 万 6,000 円、流充用額 363 万 2,000 円、予算現額 1,891 万 3,000 円に対し、支出済額は 1,853 万 8,107 円、不用額 37 万 4,893 円で、執行率は 98.0% になります。

事業目的は、保健衛生事業を円滑に行うためのもので、支出状況等は記載のとおりとなっております。

ナンバー 3、事業名、保健指導車管理費は、当初予算額 49 万円、補正予算額 マイナス 2 万 1,000 円、予算現額 46 万 9,000 円に対し、支出済額は 44 万 9,862 円、不用額 1 万 9,138 円で、執行率は 95.9% となります。

事業目的は、保健指導車 4 台分の運行経費で、支出状況は記載のとおりとなっております。

次のページになります。

ナンバー 4、疾病予防等保健対策費は、当初予算額 7,267 万 3,000 円、補正予算額 マイナス 930 万円、流充用額 56 万 1,000 円、予算現額 6,393 万 4,000 円に対し、支出済額は 5,860 万 1,685 円、不用額 533 万 2,315 円で、執行率は 91.7% になります。

事業目的は、防疫、健診及び疾病予防等を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

ナンバー 5、事業名、母子保健対策費は、当初予算額 2,046 万 4,000 円、補正予算額 3 万円、予算現額 2,049 万 4,000 円に対し、支出済額は 1,814 万 2,955 円、不用額 235 万 1,045 円で、執行率は 88.5% になります。

事業目的は、乳児健診などの母子保健対策を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

次のページになります。

ナンバー 6、事業名、成人保健対策費は、当初予算額 2,145 万 4,000 円、補正予算額 マイナス 48 万 3,000 円、予算現額 2,097 万 1,000 円に対し、支出済額は 2,020 万 4,586 円、不用額 76 万 6,414 円で、執行率は 9

6.3% となります。

事業目的は、各種健診などの健康増進を行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

ナンバー 7、新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、当初予算額 1 億 1,701 万 2,000 円、補正予算額 1 億 1,780 万 1,000 円、予算現額 2 億 3,481 万 3,000 円に対し、支出済額は 2 億 3,004 万 7,516 円、不用額 476 万 5,484 円で、執行率は 98.0% になります。

事業目的は、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に行うもので、支出状況は記載のとおりとなります。

次のページになります。

ナンバー 8、事業名、保健センター管理費は、当初予算額 501 万 2,000 円、補正予算額 56 万円、予算現額 557 万 2,000 円に対し、支出済額は 546 万 5,349 円、不用額 10 万 6,651 円で、執行率は 98.1% になります。

事業目的は、保健センターの維持管理に関する経費で、支出状況は記載のとおりとなります。

共通様式については、以上でございます。

次に、資料についての説明をいたします。

様式 2 のナンバー 1、予算流用及び予備費充用の状況についてですが、町内で感染が急拡大したため、抗原検査試薬を購入する必要があり、予備費で対応したこと。また、健診に必要な検査機器が老朽化のため故障したことに伴い、予算の流用を行ったというものであります。

4 件目からは、新型コロナウイルスに感染し自宅療養をされている方に対し、町として 3 日分の支援物資を提供するため、緊急性を要することから物資支援委託と消耗品を予備費より充用し対応したものでございます。

説明については、以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質問ありませんか。

横田委員。

○横田委員 共通様式の 4 番、12 節委託料の高

齢者肺炎球菌感染症予防接種委託料とあるのですけれども、これはどういう方が受けられる権利があって、委託料をもらえるのか。

以上、1点お願いします。

○平松委員長 健康推進課長。

○岩上健康推進課長 お答えしてまいります。

肺炎球菌委託料でございますけれども、これにつきましては、65歳以上の方を対象に、定期的に5歳刻みで町のほうで助成をさせていただいています。65歳のときに1回打つと、今度70歳だとか、毎年の区切りもそうなのですが、そこは自己負担になってくるということで、5歳刻みでの肺炎球菌を促すというきっかけづくりのために、国のほうで助成して支払っているという内容のものでございます。

以上です。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 そうすると、この委託料ができてから、できる前に、例えばかかった方は打っても権利がないのか、あるのか、どちらなのか。

言っている意味、分かりますか。

委託料が始まったのがいつなのか、ちょっと僕もはっきり分からないのですけれども、その始まる前に1回目の接種を受けた方には、権利がないということなのか、あるのかということ。

言っている意味、分かりますか。

○岩上健康推進課長 分かりません。

○横田委員 1回目、例えば平成30年から委託料が始まりましたよということになれば、その前に、例えば個人で1回目の接種を受けた方は権利があるのか。

結局、その後の場合には1回だけは権利がありますよということをおっしゃっていると思うのですよ。その場合にはどうなるのかということをお聞きします。

○平松委員長 健康推進課長。

○岩上健康推進課長 町のほうの委託金ということで助成みたいな形になるのですけれども、横田委員おっしゃるとおり、制度が始まったきっかけというところから高齢者に肺炎球菌を促して毎年

受けていただきたい。一つのきっかけづくりとして国のほうで促した事業でございますので、例えば制度が始まる前に御自身で打たれていれば、そういう習慣とか意識が高いというふうにみなして、町のほうでその方に対する接種券の御案内とか助成の案内はしないのですけれども、その制度が始まってから全く受けたことがない人にとっては、将来的にそれを打っていただきたいという促しのために、1回分は5歳刻みで助成させていただいているという内容でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

田村委員。

○田村委員 1点だけ。

令和3年度から5歳児健診が実施になっていきますけれども、5歳児の健診の対象人員と、それからケアだとか、サポートが必要な人ですよ、そういう人が何人出てきたか。それをちょっと教えてください。

○平松委員長 健康推進課長。

○岩上健康推進課長 5歳児健診に関しましては、去年から具体的に始まった事業ということで、いろいろ最初は、やり方も様々模索しながらどういうふうにやっていったらいいのかというふうに検討して今現在あるわけなのですけれども、対象人員につきましては、おおむね3歳児健診とか保健師が個別訪問とかで分かり得る情報の中でピックアップして御案内しているという状況でございます。

本来であれば1学年160人ぐらいが平均して七飯町のほうで今お子さんがいらっしゃるのですけれども、その年、年によって人数は変わってきますけれども、おおむね大体その人数に対して5歳児健診の必要性があったというのが20件から30件程度。

その中で支援につながる子、あるいは普通学級でも何とかやっていけるだろうということや専門機関の皆さんと協議しながら、そのお子さんの学習だとか希望に沿った形で、親御さんだとかそういう方々と相談した上で学校につなげていくという取組を行ってございます。

サポートの数については、その時々、去年の実績が今のところまだ継続している部分もあ

りますので、今これから入学に向けてどういふふうになるのかというのは、今現在、検討を重ねている最中ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 そうしますと、私はてっきり、5歳児健診というのは5歳児全員が対象なのかなという先入観があったのですけれども、いろいろな人の話合いの中で20から30名をピックアップしながら、その人方に対する検査だとか、話合いだとか、ケアだとか、サポートだとかというような対応をしていくという、したという考え方で、あくまでもこれは5歳児全員ではないよという考え方なのですね。

○平松委員長 健康推進課長。

○岩上健康推進課長 委員おっしゃるとおりで、町内の小児科の先生方ともいろいろ協議を繰り返した中で、全員受ける必要性はないのではないかと。明らかに心配されている子ども、明らかにそういうふうな特性が見えるという方々をピックアップして、より精度の高い支援に結びつくような調査を交えながらのサポートをやっていったほうがいいのではないかということの流れで、ある程度該当者を絞った中で円滑に健診業務、そして就学につなげていくということで、今まさに5歳児健診が始まったお子さんは、来年の就学に向けてということで、関連する関係機関といろいろ取り組まれているのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 質疑を終わります。

以上で、健康推進課に対する審査を終了いたします。

健康推進課長、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時25分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開をいたし

ます。

お諮りいたします。

本日予定していた審査は全て終了いたしました。(「委員長」と呼ぶ者あり)

田村委員。

○田村委員 その他で資料要求したいのですが、よろしいでしょうか。

○平松委員長 構わないですね。明日以降の分ということですよ、当然。

○田村委員 そうですね、今までの分と明日以降の分です。まとめてですけれども。

といいますのは、金曜日に政策推進課の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業実績の説明があったのですけれども、その説明は説明でいいのですが、私としては、財産の買入契約の状況、それからその他の契約の状況、それをそれぞれ分類してコロナの事業に関して出していきたいというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

○平松委員長 暫時休憩します。

午後 3時27分 休憩

午後 3時34分 再開

○平松委員長 休憩前に続いて、再開をいたします。

ただいま田村委員のほうからコロナ対応に関するいろいろな契約とか、そういったものの検証をしたいと。各課にわたる分、80万円以上のものに関する資料要求をしたいという要望がありました。特別委員会として、これを認めるかどうか皆様方の御意見を聞きたいと思えます。

認めてよろしいでしょうか。異議はないですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、改めてこの件に関しましては、各課に80万円以上の契約ですとか、検証に必要な資料の提出を求めたいと思えます。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

上野委員。

○上野委員 追加資料をひとつお願いしたいので

すけれども、いいですか。

○平松委員長 どうぞ。

○上野委員 商工観光のほうですけれども、ナンバー16に関連して、峠下の流通団地について、実際にこれまで造成したのはどのくらいで、販売が終わったのがどのくらいか。それから、取組の状況なんかに関する資料がありましたら、ぜひお願いしたいと。

○平松委員長 皆さんにお諮りいたします。

商工観光、もう済んでおりますけれども、これについて……。 (発言する者あり) 田村委員のは要求することが決まりました。

改めて、上野委員の今の資料要求ですが、これについて皆さん方、要求しますか。することに対して御異議ありませんか。

横田委員。

○横田委員 土地造成の会計ですよ。今年度で終わった事業ですよ。皆さんも前回のとき、質疑応答がなくて通ってしまったというわけですよ。今ここでというのは、新たに何かが出てきたというのなら分かるけれども、田村委員のように疑義があるとかというのならいいけれども、そういうものがなくて出されるのであれば、止めどなくいろいろなものが出てくるのではないかと思いますので、僕は必要ないと思います。

○平松委員長 ほかに御意見は。

畑中委員。

○畑中委員 峠下の流通団地というのは、既に販売も終わって整理ついている件だなというふうに私は考えているのです。ですから、令和3年度の決算には関わらないのではないかと思いますけれども。それで私は必要ないなど。ただ何となく漠然として資料が欲しいというのであれば、このあれではちょっと無理ではないかなと思います。

○平松委員長 上野委員にお聞きします。

何か、理由をもう一度説明願えますか。それとも取り下げますか。

○上野委員 取り下げます。

○平松委員長 取り下げになりましたので、それでは、資料要求としては、田村委員のコロナ関連の80万円以上の、これは要求をいたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 お諮りいたします。

本日の予定していた審査は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後 3時38分 散会

